

新宿区第三次環境基本計画（改定）

答 申

令和5（2023）年1月

新宿区環境審議会



新宿区 ゼロカーボンシティ表明

近年、全国各地で地球温暖化の影響と考えられる記録的な猛暑や台風の巨大化等による災害が多発しており、私たちの生活基盤を揺るがす事態となっています。

2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

我が国においても、令和2年10月の内閣総理大臣所信表明で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」が宣言されました。

こうした状況にあって、区が率先して地球温暖化対策の更なる推進に向けた決意を示すことで、区内におけるCO₂排出削減をより一層促進させていくとともに、国が目指す「経済と環境の好循環」にもつなげていく必要があります。

区は、区民・事業者等と一体となって連携・協力しながら、2050年までに区のCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」実現に向けて取り組むことを、ここに広く表明します。

令和3年6月5日

新宿区長 吉住 健一

目次

第1章 計画（改定）の基本的事項	1
1 改定の目的	2
2 位置づけ	2
3 計画期間	4
4 推進体制と進行管理	4
第2章 改定にあたっての基本認識	7
1 第三次環境基本計画のこれまでの進捗状況 －平成30（2018）～令和3（2021）年度－	8
2 改定の背景	14
第3章 改定の視点	21
改定の視点	22
第4章 計画（改定）の目指すもの	23
目指す環境都市像	24
全体目標	25
全体目標達成に向けて（区内のCO ₂ 削減目標）	26
第5章 基本目標と達成に向けた取組	29
新宿区第三次環境基本画（改定）の体系	30
基本目標1「地球温暖化対策の推進」	33
基本目標2「豊かなみどりの保全と創出」	53
基本目標3「資源循環型社会の構築」	65
基本目標4「良好な生活環境づくりの推進」	77
基本目標5「環境学習・環境教育の推進」	89
第6章 区有施設におけるCO₂排出削減の取組 ～地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）～	103
区有施設におけるCO ₂ 排出削減の取組	104

第1章

計画（改定）の基本的事項

1 改定の目的

区は、平成 30（2018）年 2 月に「新宿区第三次環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした中、近年、地球温暖化による環境への影響が顕著になってきていることから、国は令和 2（2020）年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、区においても令和 3（2021）年 6 月 5 日の「環境の日」に、令和 32（2050）年までに区内の二酸化炭素（CO₂）排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて取り組むことを表明しました。そのため、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、区内の CO₂ 排出量削減に積極的に取り組む必要があります。

一方、資源循環の分野においても、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、食品ロス削減の推進や、プラスチック使用製品廃棄物の資源化等に取り組む必要があります。

こうした社会情勢の大きな変化に対応するため、このたび、「新宿区第三次環境基本計画」の改定を行います。

2 位置づけ

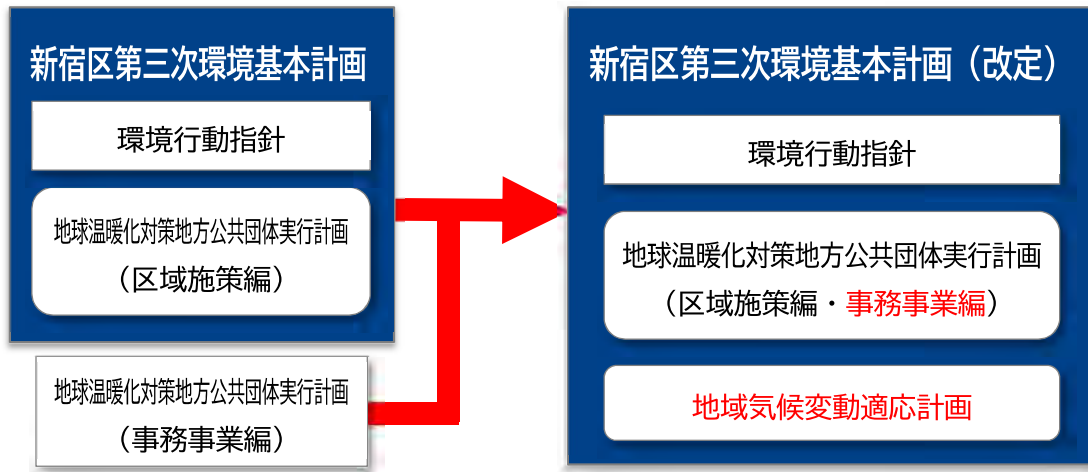
この計画は、「環境基本法」や「新宿区環境基本条例」第 7 条の規定に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

「新宿区環境基本条例」第 8 条第 1 項に基づく「環境行動指針」としての性格も併せ持つものとして、区、区民及び事業者が環境の保全に関して、配慮し、実施すべき事項を示すものです。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 21 条第 3 項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に加え、環境に係る計画・取組を一本化することで効果的・効率的に環境施策の推進を図るため、新たに温対法第 21 条第 1 項に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」を兼ねるものとします。

さらに、平成 30（2018）年 12 月に施行された「気候変動適応法」で、自治体に「地域気候変動適応計画」を策定する努力義務が定められたことから、「新宿区第三次環境基本計画」に内包するかたちで、新たに「地域気候変動適応計画」を策定します。

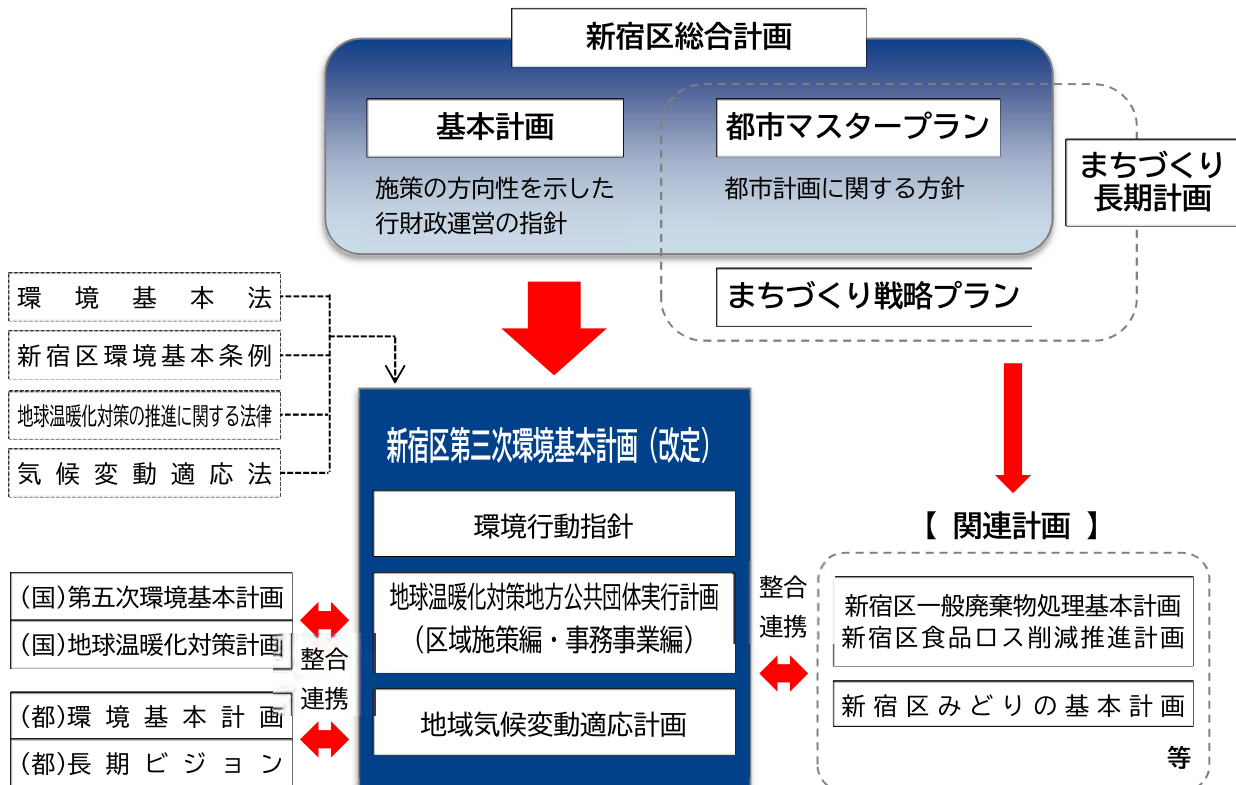
新宿区第三次環境基本計画（改定）



なお、この計画は、「新宿区総合計画」（基本計画・都市マスタープラン）に基づく個別計画として位置付け、持続的に発展する新宿区を実現するため、環境の側面から具体的な施策を定める役割を担うものとします。

このため、環境施策に係る他の個別計画である「新宿区一般廃棄物処理基本計画」、「新宿区食品ロス削減推進計画」、「新宿区みどりの基本計画」等との連携・整合を図ります。

計画の位置づけ



第1章 計画（改定）の基本的事項

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

3 計画期間

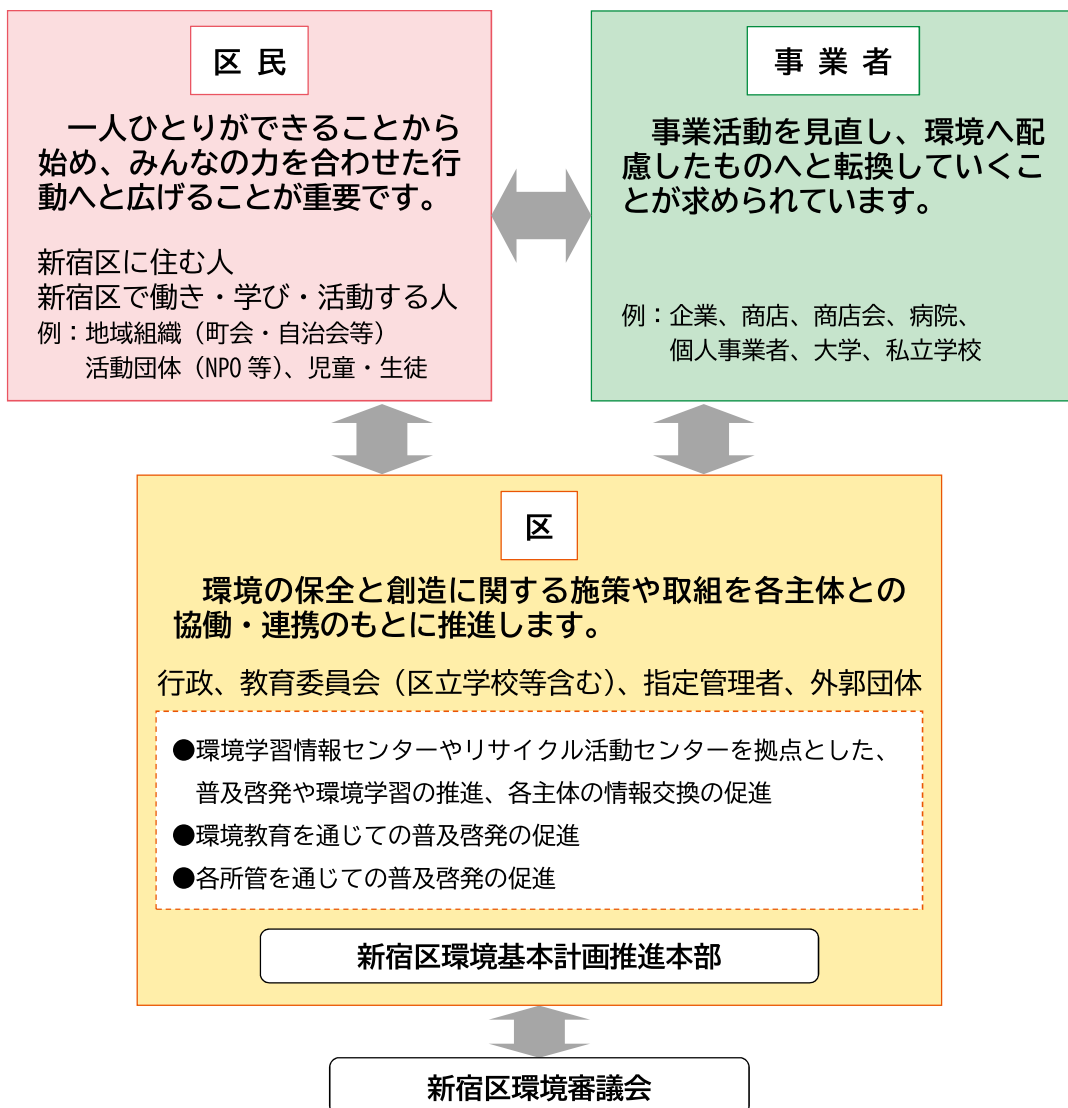
「新宿区第三次環境基本計画」の計画期間は、平成 30(2018)年度から令和 9(2027)年度までの 10 年間であり、改定後の計画期間は、令和 5(2023)年度から令和 9(2027)年度までの 5 年間です。

4 推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

区民・事業者・区の 3 者の連携・協力により、この計画を着実に推進していくため、新宿区環境基本計画推進本部が中心となる推進体制を確立します。

計画の推進体制イメージ

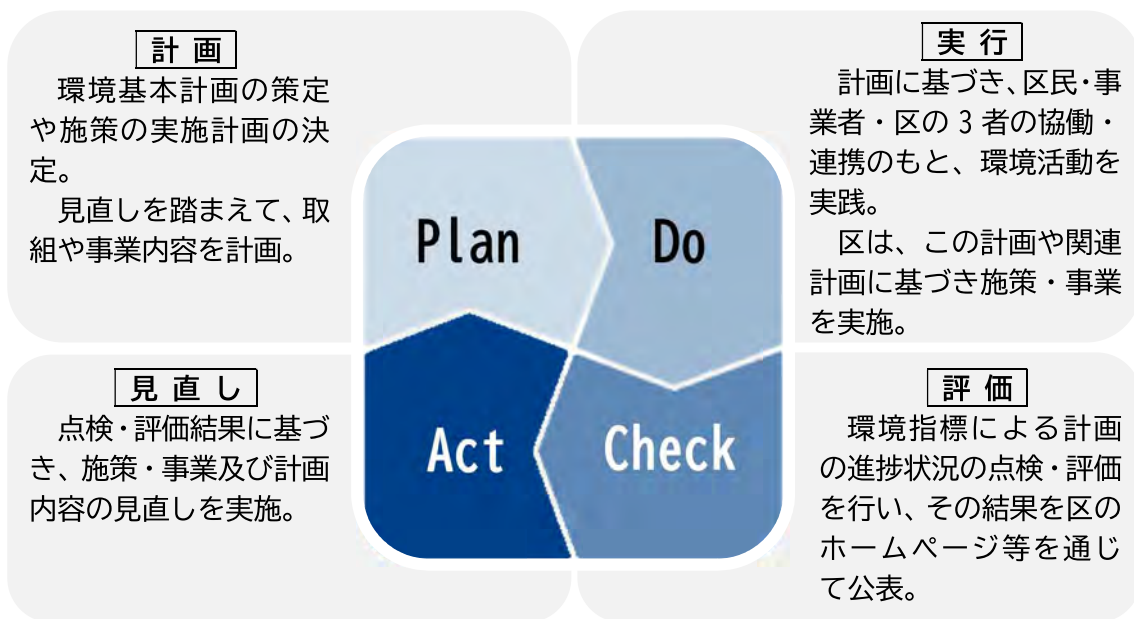


(2) 計画の進行管理

① PDCA サイクルに基づく進行管理

新宿区環境基本計画推進本部が中心となり、「計画 (Plan)」⇒「実行 (Do)」⇒「点検・評価 (Check)」⇒「見直し (Act)」という一連の「PDCA サイクル」を基本とし、目標の達成状況、施策の進捗状況等を定期的に把握・評価し、適切に進行管理を行っていきます。

PDCA サイクルによる進行管理



② 進捗状況の点検・評価

計画の進行管理にあたっては、施策の進捗状況や目標達成状況を毎年度点検・評価し、その結果を区のホームページ等で公開して実効性を担保します。

第2章

改定にあたっての基本認識

1 第三次環境基本計画のこれまでの進捗状況 －平成30（2018）～令和3（2021）年度－

区ではこれまで、「新宿区第三次環境基本計画」に基づき、区民・事業者とともに様々な取組を行ってきました。

ここでは、「新宿区第三次環境基本計画」の個別目標ごとに掲げた指標の実績と、これまでの進捗状況を整理しました。

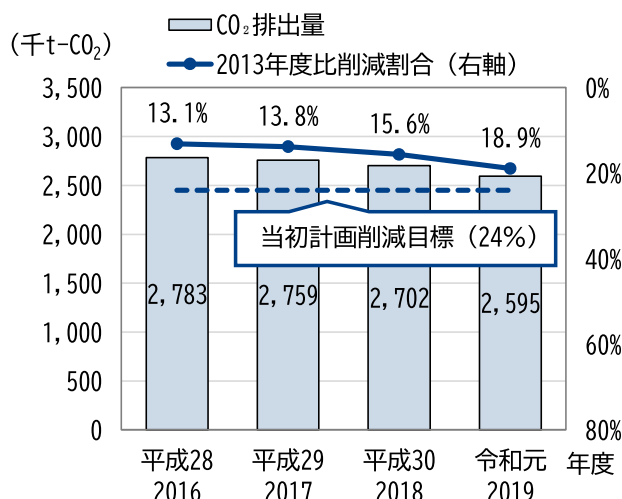
基本目標1 地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進

個別目標1-1 再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化の推進

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	当初目標
温室効果ガス CO ₂ 排出量 (平成25年度比)	13.1%削減 (平成28年度)	13.8%削減 (平成29年度)	15.6%削減 (平成30年度)	18.9%削減 (令和元年度)	24%削減 (令和12年度目標)
街路灯の改修	小型水銀灯 LED化 690基/年 【累計】4,373基	(LED化完了)	(LED化完了)	(LED化完了)	小型水銀灯 LED化 【累計】4,529基 (令和2年度目標)
	—	小型蛍光灯 LED化 961基/年 【累計】961基	小型蛍光灯 LED化 856基/年 【累計】1,817基	小型蛍光灯 LED化 944基/年 【累計】2,761基	小型蛍光灯 LED化 【累計】585基 (令和2年度目標)
	大型街路灯省エネ化 64基/年 【累計】208基	大型街路灯省エネ化 99基/年 【累計】307基	大型街路灯省エネ化 56基/年 【累計】363基	大型街路灯 LED化 80基/年 【累計】443基	大型街路灯省エネ化 【累計】189基 (令和2年度目標)

- ▼ 「温室効果ガス CO₂ 排出量」は、省エネルギー行動の定着や電力供給時の CO₂ 排出係数の改善により、当初目標の令和12(2030)年度の目標値に向けて順調に削減してきました。
- ▼ 「街路灯の改修」については、平成30(2018)年度に小型水銀灯のLED化を完了させ、小型蛍光灯及び大型街路灯のLED化に着実に取り組んでいます。

区内のCO₂排出量と基準年度比削減割合の推移



個別目標 1-2

家庭及び職場の省エネルギーへの取組を支援し、環境に配慮したライフスタイルへの転換の推進

指 標	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	当初目標
中小事業者向け省エネ対策支援事業者	10 件/年	10 件/年	10 件/年	10 件/年	10 件/年 (令和 2 年度目標)
「新宿の森」でのカーボン・オフセット事業による CO ₂ 吸収量	363.8 t-CO ₂ /年	346.9 t-CO ₂ /年 【平成 30~の計】 710.7 t-CO ₂	277.5 t-CO ₂ /年 【平成 30~の計】 988.2 t-CO ₂	243.1 t-CO ₂ /年 【平成 30~の計】 1,231.3 t-CO ₂	【平成 30~令和 2 年度の計】 1,350 t-CO ₂

- ▼ 「中小事業者向け省エネ対策支援事業者」については、区内の中小事業者を対象に事務所等の省エネ診断を行い、目標件数である 10 件/年を達成しています。
- ▼ 「『新宿の森』でのカーボン・オフセット事業による CO₂ 吸収量」については、当初目標の約 7 割の達成度となりましたが、森林整備によって吸収する CO₂ と区が排出する CO₂ とを相殺する事業として一定の成果を上げました。



新宿の森

個別目標 1-3

ヒートアイランド対策の推進

指 標	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	当初目標
遮熱性塗装の整備面積	6,400 m ² /年 【累計】 22,100 m ²	7,700 m ² /年 【累計】 29,800 m ²	1,911 m ² /年 【累計】 31,711 m ²	1,849 m ² /年 【累計】 33,560 m ²	【累計】 31,700 m ² (令和 9 年度目標)
緑被率	17.48% (平成 27 年度)	17.48% (平成 27 年度)	17.48% (平成 27 年度)	17.98% (令和 2 年度)	1%アップ (令和 9 年度目標)

- ▼ 「遮熱性塗装の整備面積」については、令和 2 (2020) 年度の時点で令和 9 (2027) 年度目標である 31,700 m²を達成することができました。
- ▼ 「緑被率」については、令和 2 (2020) 年度に実施した「新宿区みどりの実態調査 (第 9 次)」の結果では、平成 27 (2015) 年度に比べて 0.5%アップしました。

基本目標2 豊かなみどりの保全と創出

個別目標2-1 まちなかのみどりの保全と創出

指 標	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	当初目標
公園面積の目標	0ha/年 【累計】 117.28ha	0.13ha/年 【累計】 117.41ha	0ha/年 【累計】 117.41ha	0ha/年 【累計】 117.41ha	新たに 2ha の 公園面積を確保 (令和 9 年度目標)
緑視率 (人の目に見える みどりの割合)	18.2% (平成 28 年度)	18.2% (平成 28 年度)	18.2% (平成 28 年度)	18.2% (平成 28 年度)	20% (令和 9 年度目標)

- ▼ 「公園面積の目標」については、令和元（2019）年度に「中根坂東公園」を新設し公園面積が増加しました。
- ▼ 「緑視率」については、令和 9（2027）年度の目標達成に向けて、公共施設や民有地での緑化の指導や生物多様性に配慮したみどりづくり等を推進し、積極的なみどりの創出・拡充に取り組んでいます。

個別目標2-2 水やみどりに親しめる環境づくり

指 標	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	当初目標
神田川親水テラスの 年間利用者数 (一般開放時)	1,183 人/年	1,648 人/年	中止	中止	2,000 人/年 (令和 9 年度目標)
みどりのカーテン 新規設置数	311 枚/年	322 枚/年	299 枚/年	402 枚/年	300 枚/年 (令和 2 年度目標)

- ▼ 「神田川親水テラスの年間利用者数（一般開放時）」については、夏に神田川の親水テラスを一般開放して、多くの区民の方に川に入る体験を提供してきました。令和 2（2020）年度及び 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一般開放を中止しました。
- ▼ 「みどりのカーテン新規設置数」については、目標である 300 枚/年を概ね達成しています。



みどりのカーテン

基本目標3 資源循環型社会の構築

個別目標3-1 ごみの減量とリサイクルの推進

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	当初目標
区民一人1日当たりの区収集ごみ量	560g/人日	555g/人日	562g/人日	552g/人日	484g/人日 (令和9年度目標)
新宿エコ自慢ポイントの登録者数	293人/年 【累計】 3,134人	251人/年 【累計】 3,385人	135人/年 【累計】 3,520人	139人/年 【累計】 3,659人	【累計】 3,720人 (令和2年度目標)

- ▼ 「区民一人1日当たりの区収集ごみ量」は、全体として減少傾向にあります。
- ▼ 「新宿エコ自慢ポイント登録者数」については、当初目標値には届いていませんが、交通系ICカードによるポイント登録などの取組により、登録者は着実に増加しています。



ごみの収集の様子

個別目標3-2 適正なごみ処理の推進

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	当初目標
ごみの減量やリサイクルに取り組む区民の割合（区政モニターアンケートの結果による）	99.2%	99.4%	99.0%	98.5%	取組率向上 (令和9年度目標)
資源全体に占める不燃ごみから回収した資源の割合	0.6%	0.8%	0.5%	0.4%	0.6% (令和2年度目標)

- ▼ 「ごみの減量やリサイクルに取り組む区民の割合」について、令和2（2020）年度及び3（2021）年度は取組率が前年度よりわずかに低下していますが、区民のごみ減量・リサイクルの意識は引き続き高い水準にあることがうかがえます。
- ▼ 「資源全体に占める不燃ごみから回収した資源の割合」は、年度によってばらつきがありますが、概ね目標を達成しています。

基本目標4 良好な生活環境づくりの推進

個別目標4-1 きれいなまちづくりの推進

指 標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	当初目標
駅周辺・生活道路での路上喫煙率	0.1% (駅周辺) 0.5%未満 (生活道路)	0.1% (駅周辺) 0.5%未満 (生活道路)	0.1% (駅周辺) 0.5%未満 (生活道路)	0.07% (駅周辺) 0.37% (生活道路)	0.1%未満 (駅周辺) 0.5%未満 (生活道路) (令和2年度目標)
自転車シェアリングの利用実績 (1台あたりの稼働率)	1.77 回転/日	1.75 回転/日	2.19 回転/日	2.17 回転/日	4回転/日 (令和9年度目標)

- ▼ 「駅周辺・生活道路での路上喫煙率」は、令和3(2021)年度の時点で駅周辺が0.07%、生活道路でも0.37%となっており、目標を達成しています。
- ▼ 「自転車シェアリングの利用実績」については、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和3(2021)年度の時点で2.17回転/日でした。

個別目標4-2 都市型公害対策の推進

指 標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	当初目標
環境基準100%達成 (各年度調査)	大気中のオキシダント濃度、河川水質の一部及び自動車騒音の一部を除き、環境基準達成	大気中のオキシダント濃度、河川水質の一部及び自動車騒音の一部を除き、環境基準達成	大気中のオキシダント濃度、河川水質の一部及び自動車騒音の一部を除き、環境基準達成	大気中のオキシダント濃度、河川水質の一部及び自動車騒音の一部を除き、環境基準達成	100%達成 (令和9年度目標)
苦情処理の対応満足度 (各年度集計)	66%	86%	85%	87%	満足度向上 (令和9年度目標)

- ▼ 「環境基準100%達成」については、光化学スモッグの原因となるオキシダント濃度や河川水質の一部など、環境基準を達成できていない項目があります。
- ▼ 「苦情処理の対応満足度」については、区民からの要望に対し迅速かつ的確な対応に努めており、令和3(2021)年度の対応満足度は87%と前年度から微増となりました。

基本目標5 多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進

個別目標5-1 主体的な環境活動とネットワーク化

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	当初目標
環境に配慮した取組を行っている区民の割合(区政モニターアンケートの結果による)	95.0%	95.8%	95.9%	95.2%	取組率向上 (令和9年度目標)
新宿エコ隊登録者数	244人/年 【累計】 5,444人	409人/年 【累計】 5,853人	17人/年 【累計】 5,870人	180人/年 【累計】 6,050人	【累計】 6,000人 (令和2年度目標)

- ▼ 「環境に配慮した取組を行っている区民の割合」については、令和3(2021)年度は前年度よりわずかに低下していますが、区民の環境配慮行動への意識は高い水準にあるといえます。
- ▼ 「新宿エコ隊登録者数」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により募集の機会が限られたことから、目標を達成することができませんでしたが、増加傾向にあります。



新宿エコ隊隊員証

個別目標5-2 環境学習の推進

指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	当初目標
環境絵画展・環境日記展の応募者数	1,119人/年	1,188人/年	989人/年	1,481人/年	1,450人/年 (令和2年度目標)
環境問題・環境教育への理解・関心度	96%	97%	—	—	90% (令和2年度目標)

- ▼ 「環境絵画・環境日記展の応募者数」については、令和3(2021)年度には1,481名の応募があり、多くの小中学生に対し環境への意識を高めるなどの学習効果を得ることができました。
- ▼ 「環境問題・環境教育への理解・関心度」については、目標を達成し100%に近い値となりました。なお、例年「環境学習発表会」でアンケートを実施して理解・関心度を把握してきましたが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止、令和3(2021)年度は形態を変更して開催したため、アンケートを実施できませんでした。

2 改定の背景

(1) ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素社会への転換

社会の動向

平成 27 (2015) 年の第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) では、「パリ協定」が採択され、長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求すること」が掲げられました。

さらに、国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が平成 30 (2018) 年に公表した「1.5°C 特別報告書」では、令和 32 (2050) 年前後には世界の CO₂ 排出量を実質ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組が活発化しています。

その後、IPCC が公表した「第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書 (自然科学的根拠)」(令和 3 (2021) 年 8 月) では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と示されました。さらに、「第 6 次評価報告書第 2 作業部会報告書 (気候変動—影響・適応・脆弱性)」(令和 4 (2022) 年 2 月) では、短期のうちに産業革命以前と比較した気温上昇が 1.5°C に達しつつあり、生態系及び人間に対して複数のリスクをもたらすとされています。

また、令和 3 (2021) 年 11 月、COP26 において「グラスゴー気候合意」が採択され、「パリ協定」の 1.5°C 努力目標達成に向け、締約国に野心的な気候変動対策を求める内容となっています。

国・都の動向

国は、令和 2 (2020) 年 10 月の内閣総理大臣所信表明演説において、経済と環境の好循環を成長戦略の柱に掲げてグリーン社会の実現に最大限注力するとして、2050 年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。令和 3 (2021) 年 4 月には、令和 12 (2030) 年度において、温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度から 46% 削減することを目指し、さらに 50% の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

東京都は、令和元 (2019) 年 12 月に、令和 32 (2050) 年に CO₂ 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、令和 3 (2021) 年 1 月には、令和 12 (2030) 年までに温室効果ガス排出量を平成 12 (2000) 年比で 50% 削減する「カーボンハーフ」を表明するなど、地球温暖化対策を巡る動きが加速化しています。

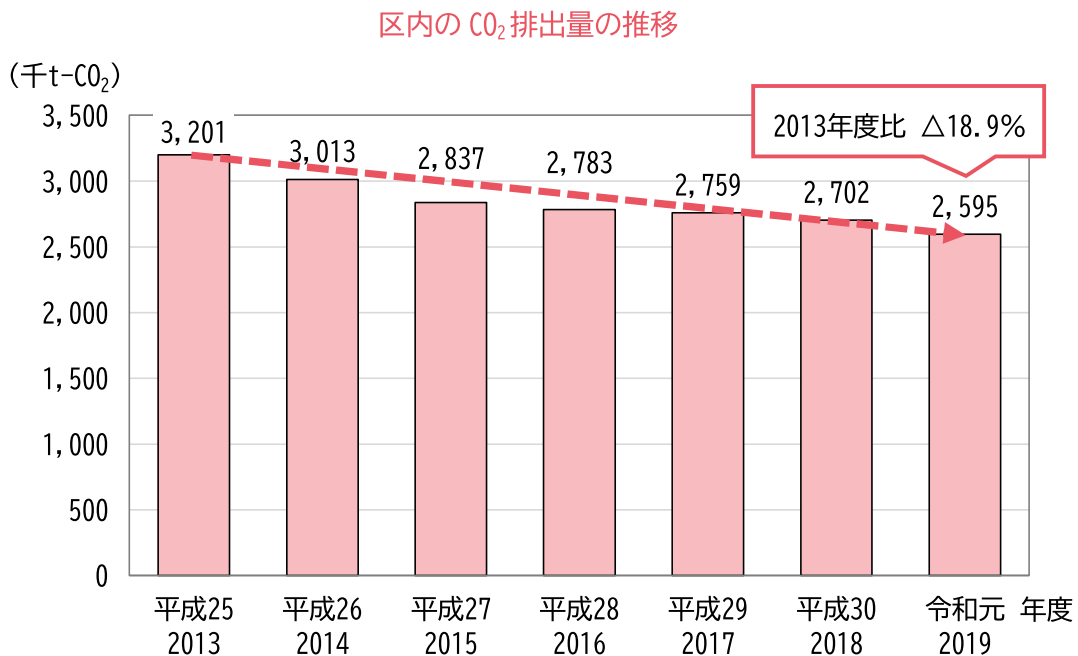
こうした国・都の動きや、深刻化する地球温暖化とこれに伴う気候変動による影響を背景に、多くの自治体が令和 32 (2050) 年までに CO₂ の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しています。

区の動向

区は令和 3 (2021) 年 6 月 5 日の「環境の日」に、地球温暖化対策の更なる推進に向けた決意を示すため、令和 32 (2050) 年までに区内の CO₂ 排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて取り組むことを表明しました。

「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、今まで以上に区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たすとともに連携・協力して、積極的に再生可能エネルギー電力等の導入や省エネルギー対策の徹底など、環境に配慮した取組を実践していく必要があります。

区内の CO₂ 排出量は、直近の令和元 (2019) 年度において、2,595 千 t-CO₂/年となっており、23 区全体で 5 区目に多い状況です。排出量の推移を見ると、平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災を契機とした省エネルギー対策等の取組や、都内全体での CO₂ 排出係数の改善等を背景に、減少傾向にあります。



(資料)「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料を基に作成

部門別では、区のCO₂排出削減目標の基準年度である平成25(2013)年度と比べて、ほぼ全ての部門で減少していますが、脱炭素社会の実現に向けて更なる削減を図る必要があります。

区内のCO₂排出量の内訳では、約80%が家庭及び業務部門（オフィスや飲食店等の事業所）からの排出となっており、特に業務部門の占める割合が約60%と非常に高い状況です。

区内の部門別CO₂排出状況

(単位：千t-CO₂)

部門	年度 平成25年度 2013年度	平成30年度 2018年度		令和元年度 2019年度		
			2013年度比		2013年度比	前年度比
産業部門	99	51	△48.5%	60	△39.4%	17.6%
民生部門	2,579	2,196	△14.9%	2,093	△18.8%	△4.7%
家庭	633	543	△14.2%	526	△16.9%	△3.1%
業務	1,947	1,653	△15.1%	1,566	△19.6%	△5.3%
運輸部門	453	377	△46.8%	359	△20.8%	△4.8%
廃棄物部門	70	78	11.4%	83	8.6%	6.4%
合計	3,201	2,702	△15.6%	2,595	△18.9%	△4.0%

(資料)「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料を基に作成

「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、区内のCO₂排出量削減の取組に積極的に取り組む必要があります。

(2) 食品ロス問題

社会の動向

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことです。まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

国連食糧農業機関（FAO）によると、世界では毎年約13億tの食品ロスが発生しており、膨大な資源の無駄となっています。一方で、飢餓に直面している人々は世界で8億2,800万人に達しているとされています。

また、食品ロスは地球温暖化の要因ともなっています。IPCC「土地関係特別報告書」（令和元（2019）年）によると、食料の生産・加工・流通等の活動に関連する温室効果ガス排出量は、人為起源の温室効果ガス総排出量の21～37%を占めると推定されています。食品ロスの発生は、温室効果ガスの無駄な排出にもつながっています。

国・都の動向

国においては、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方自治体、消費者、事業者などの各主体の責務が明記されるとともに、国民運動として食品ロス削減に取り組むこととされています。

東京都は、令和3（2021）年3月、食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、2050年食品ロス実質ゼロを掲げています。

区の動向

区においては、食品ロス削減協力店登録制度やフードドライブなど、区民・事業者双方に向けた食品ロス削減事業を展開してきました。

令和3（2021）年度に実施した「資源・ごみ排出実態調査」等の結果に基づく、令和3（2021）年度の区内の家庭系食品ロス量は約4,390t（区民一人1日あたり約35g）、事業系食品ロス量は約18,410tと推計されます。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行を踏まえ、新たに食品ロス削減推進計画を策定し、これまでの取組をより一層推進していく必要があります。

(3) プラスチックごみ問題

社会の動向

プラスチックは現代社会に不可欠な素材である一方、原料となる原油の採掘、流通、製造、消費、処分の各段階でCO₂が排出されます。さらに、廃プラスチックの多くは熱回収・焼却処理されており、その過程で大量のCO₂が発生しています。

また、不適切に廃棄されたプラスチックの一部が河川を経由して海に流出することによって、海洋生態系への影響等も危惧されています。

平成28(2016)年5月のG7伊勢志摩サミットや令和元(2019)年6月のG20大阪サミット等においても、プラスチックごみや海洋プラスチック問題に関して活発な議論が行われており、国際社会が連携して取り組むべき重要な課題となっています。

国・都の動向

国においては、令和4(2022)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品の設計から廃棄に至るまでのライフサイクル全般で、あらゆる主体によるプラスチック資源循環の取組(3R+Renewable)を促進することとしています。

東京都は、令和元(2019)年12月に「ゼロエミッション東京戦略」において、令和32(2050)年の目指すべき姿として「CO₂実質ゼロのプラスチック利用」という目標を掲げています。

また、海洋プラスチック対策として、都民への普及啓発や海ごみの実態把握調査をはじめとした「TOKYO海ごみゼロアクション」の推進や、海外諸都市や国際機関などと連携した情報発信の強化に取り組んでいます。

区の動向

区においては、平成20(2008)年度より、容器包装プラスチックの資源化を実施しています。また、マイバッグ利用の促進を始めとする使い捨てプラスチック削減の周知啓発に取り組んできました。

令和3(2021)年度に実施した「資源・ごみ排出実態調査」の結果では、家庭から排出される燃やすごみのうち、プラスチック使用製品廃棄物(容器包装プラスチック、使い捨てプラスチック、プラスチック製品)が13.7%を占めています。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、プラスチック使用製品廃棄物の資源化等に取り組む必要があります。

(4) その他

① 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

平成 27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた令和 12（2030）年までに達成すべき課題とその具体目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」では、国際社会全体が将来にわたって人類の発展と地球環境の持続との両立ができるよう、経済・社会・環境の 3 つの側面を調和させ、多様な主体が一丸となって総合的に解決していく必要があることが示されています。

SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念で、17 の目標、169 のターゲットから構成されています。17 の目標の中には、「エネルギー」、「気候変動への対策」など、環境分野に関わる目標が含まれています。

持続可能な開発目標（SDGs）における 17 の目標



(出典) 国際連合広報センターホームページ

② 新型コロナウイルス感染症への対応

世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国では、令和 2（2020）年 4 月に緊急事態宣言が発出され、これまでにない日常生活の行動変容が求められました。

「新しい生活様式」の定着を背景として、テレワークをはじめとする柔軟な働き方は更に普及が進み、交通や廃棄物処理、資源循環のあり方にも様々な影響を与えることが考えられます。

また、環境啓発イベントなど、多数の人が集まる事業をオンラインでの開催に切り替えるなど、環境施策においてもその影響を注視し、適切に対応していくことが求められています。

第3章

改定の視点

改定の視点

(1) 「地球温暖化対策」について

- ▼ 「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、中期目標である令和12(2030)年度のCO₂削減目標を引き上げるとともに、地球温暖化対策の取組を加速します。
- ▼ 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)」を統合し、CO₂排出削減に向けた計画・取組を一本化することで、効果的に推進します。
- ▼ 「気候変動適応法」に基づき新たに策定する「地域気候変動適応計画」を内包し、既存の気候変動対策の取組を適応策として整理します。
- ▼ 「ゼロカーボンシティ新宿」の旗振り役として、区民・事業者との連携・協力に加え、区の率先した取組が重要であることから、区の「事業者」としての率先行動と、「行政」としての区民・事業者向け支援を中心にとりまとめます。

(2) 「資源循環型社会の構築」について

- ▼ 「食品ロス削減推進法」に基づき新たに策定する「新宿区食品ロス削減推進計画」との整合を図り、フードドライブやフードシェアリング等の食品ロス削減に向けた取組を新たに位置づけます。
- ▼ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、使い捨てプラスチックの削減を促進するとともに、プラスチック製品の分別回収・資源化を図ります。

(3) 「環境学習・環境教育」について

- ▼ 環境学習・環境教育を通じた区民・事業者に対する環境意識の醸成・啓発は、環境施策全体の推進に向けて基盤となる重要な取組であることから、より一層の充実を図ります。
- ▼ 「ゼロカーボンシティ新宿」の実現には、長期的・継続的な取組が必要であることから、次代を担う子どもたちなどへの環境学習・環境教育を推進します。

(4) その他

- ▼ 「豊かなみどりの保全と創出」及び「良好な生活環境づくりの推進」については、大幅に改定すべき事項が無いことから、これまでの進捗を踏まえた上で、引き続き着実に推進していきます。

第4章

計画（改定）の目指すもの

目指す環境都市像

「新宿区基本構想」では、新宿区の「めぎすまちの姿」として

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち を掲げています。

ここでいう『新宿力』とは、区に住み、働き、学び、活動する人々による自治の力を象徴的に表したものです。「新宿区基本構想」で設定している「めぎすまちの姿」では、この『新宿力』を原動力として、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え創造していくこととしています。

また、環境基本条例では、第3条で基本理念を規定しています。

環境基本条例第3条に掲げられた基本理念

- 第3条 環境の保全是、区民が環境の恵みを受るとともに、良好な環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全是、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を形成することを目的として、すべての者の積極的な活動により行われなければならない。
 - 3 環境の保全是、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

区では、環境基本条例の基本理念のもと、区民・事業者・区が連携・協力し、「目指す環境都市像」の実現に向けた取組を進めていきます。

目指す環境都市像

地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となってつくる
持続可能な環境都市・新宿

全体目標

改定にあたり、新たに「全体目標」を定めます。これは現在の社会情勢を踏まえて、目指す環境都市像の実現に向けた全ての施策（基本目標及び個別目標）の方向性を定めるものです。

国の2050年カーボンニュートラル宣言をはじめ、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行、さらには食品ロス問題への機運の高まりなど、社会情勢は目まぐるしく変化しています。

こうした状況の中、CO₂の排出量削減に向けた積極的な取組と、できる限り環境に負荷をかけない人と環境の調和したまちづくりのための行動変容が求められています。

そこで区では、全ての環境施策により、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現と、人と環境にやさしいまちづくりを推進していきます。

全体目標

**オール新宿で取り組む
「ゼロカーボンシティ新宿」と人と環境にやさしいまちづくり**

「ゼロカーボンシティ新宿」の実現と、人と環境にやさしいまちづくりの推進には、新宿区にかかわる様々な人や事業者、団体の取組が欠かせません。

区、区内に住む人々、区内に拠点を置く事業者や学校・NPOといった団体だけでなく、働き、学び、遊ぶために新宿を訪れる多くの人々なども取組の主体に含まれます。

これらの各主体が、自分ごととして、今まで以上にそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力していくことを、本計画では「オール新宿」による取組と位置付けます。

第1章

第2章

第3章

第4章 計画(改定)の目指すもの

第5章

第6章

全体目標達成に向けて（区内のCO₂削減目標）

全体目標の「ゼロカーボンシティ新宿」を実現するためには、区内のCO₂排出削減の取組が重要です。

そのため、令和32（2050）年のCO₂排出量実質ゼロの達成に向けて、中期目標年度となる令和12（2030）年度の区内のCO₂削減目標を引き上げるとともに、その達成に向けた取組を加速していきます。

区内のCO₂削減目標

令和12（2030）年度において、区内のCO₂排出量を平成25（2013）年度比で**46%削減**することを目指し、さらに**50%の高みに向けて挑戦**を続けていく。

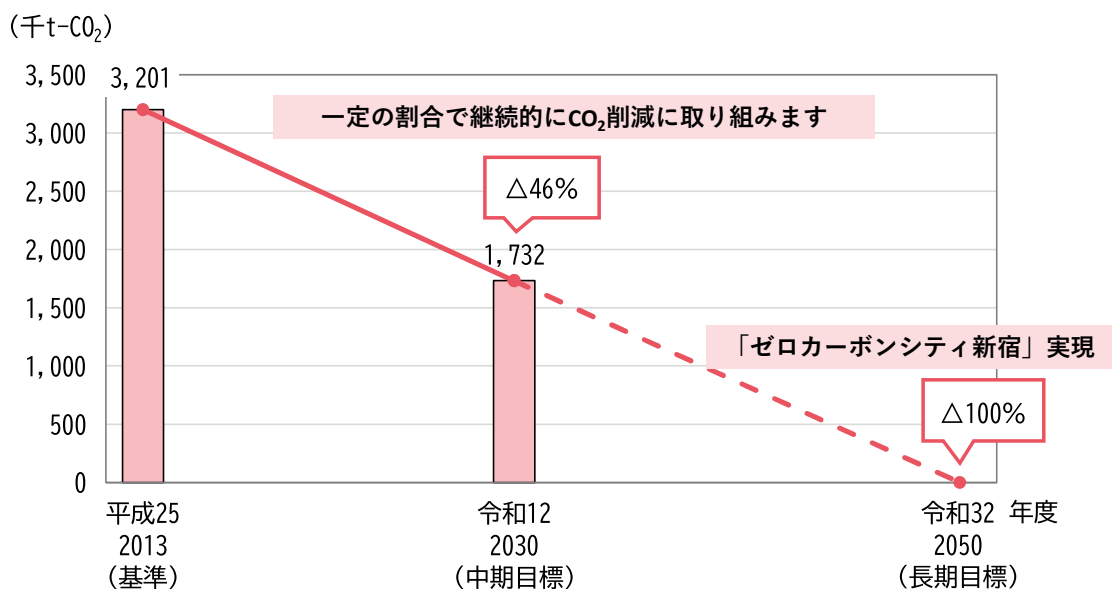
（参考：改定前の削減目標）

令和12（2030）年度において、区内のCO₂排出量を平成25（2013）年度比で24%削減

CO₂排出量の算定方法

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」で算定したCO₂排出量を用いることとします。

令和12(2030)年度（中期目標年度）におけるCO₂削減目標イメージ



2050年ゼロカーボンシティ実現に向けて、新たに中期目標年度を設定

【削減目標の考え方】

① 削減対象

- ▼ 温室効果ガスには、CO₂、メタン、一酸化二窒素等7種類ありますが、区では排出量の約90%をCO₂が占めていることから、重点的に対応していく必要があります。
- ▼ 省エネルギー等の環境配慮行動の多くが、温室効果ガスの中でも特にCO₂の削減に繋がるものであり、削減努力がわかりやすくアウトプットされることから、区民・事業者の意識向上に繋げることができます。
- ▼ 「ゼロカーボンシティ新宿」の表明においても、環境省が定めるゼロカーボンシティの定義に則り、削減対象をCO₂としていることから、整合を図る必要があります。

以上のことから、引き続き、削減対象を「CO₂」とします。
ただし、CO₂以外の温室効果ガス排出量も注視していきます。

② 基準年度及び中期目標年度

- ▼ 令和3(2021)年4月に表明した国の新たな削減目標においても、基準年度及び中期目標年度を変更せずに削減割合のみを変更しましたが、区においても国の動向を踏まえる必要があります。
- ▼ 基準年度及び中期目標年度を変更せずに削減割合のみを引き上げることで、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けた区の決意を、区民及び事業者に対しわかりやすく発信することができます。

以上のことから、引き続き、基準年度を「平成25(2013)年度」、中期目標年度を「令和12(2030)年度」とします。

③ 削減割合

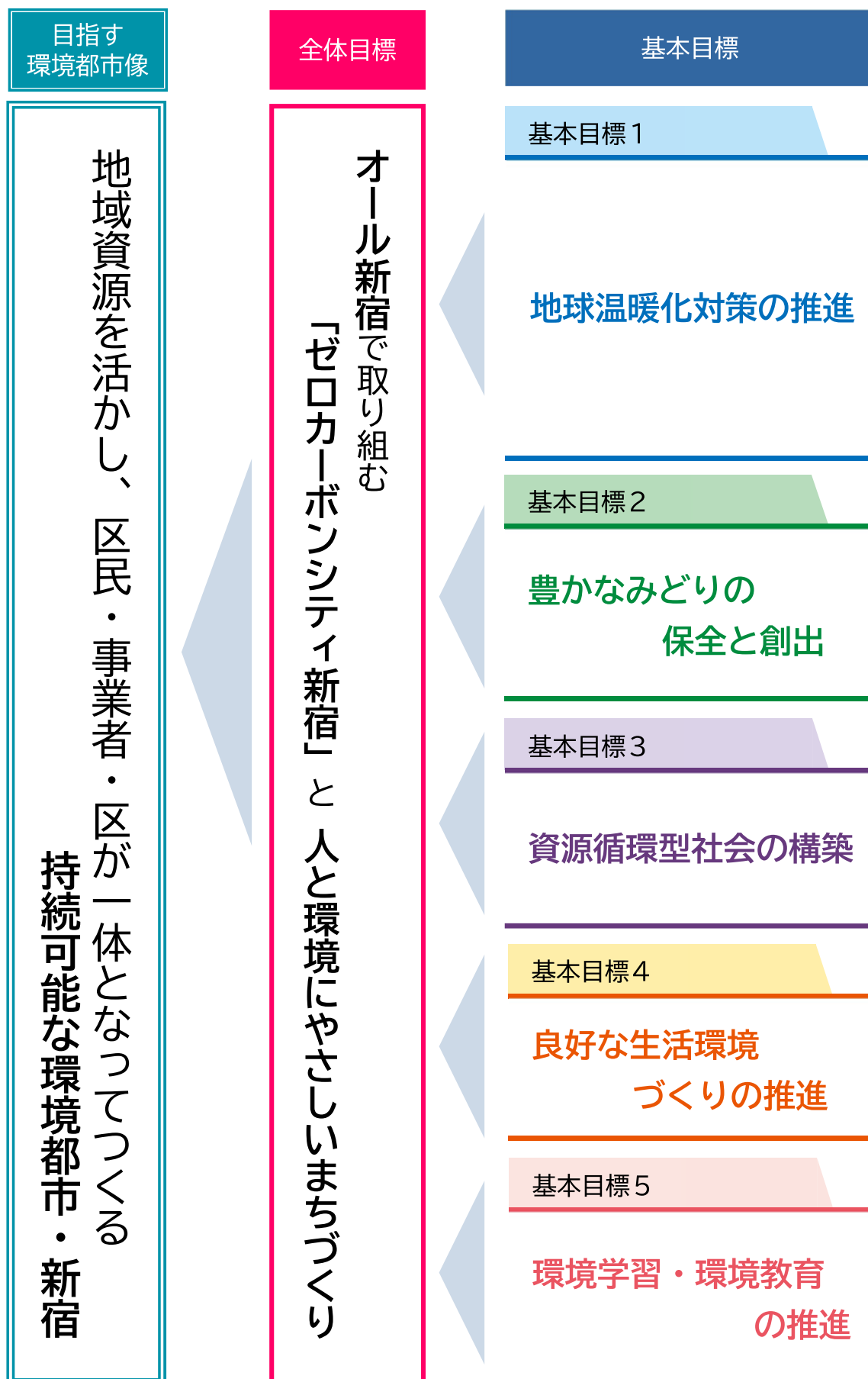
- ▼ 「ゼロカーボンシティ新宿」を実現するためには、社会情勢の変化や技術革新の動向に柔軟に対応しつつ、区民・事業者・区が今まで以上に再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの徹底・定着を推進するなど、与条件の中で今できる環境配慮行動を継続して着実に実践していくことが重要です。
- ▼ そのため、中期目標年度である令和 12 (2030) 年度の削減割合設定にあたっては、長期目標年度である令和 32 (2050) 年の CO₂ 排出量実質ゼロの達成に向けてバックキャスト（目標を見据え、達成に向けて着実に取り組めるよう算定する手法）により、基準年度である平成 25 (2013) 年度から、一定の割合で継続的に削減に取り組むことを前提に算出しました。
- ▼ 国は、削減割合を 46%に引き上げ、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明するなど、令和 32 (2050) 年のカーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速化させていることから、区においても国の動向を踏まえる必要があります。

以上のことから、削減割合を「46%削減」とし、さらに「50%の高みに向けて挑戦」を続けていくこととします。

第5章

基本目標と達成に向けた取組

新宿区第三次環境基本計画（改定）の体系



個別目標		個別目標の達成に向けた取組	
1-1	再生可能エネルギー等の導入推進	①	再生可能エネルギー電力等の利用促進
		②	再生可能エネルギー電力等の切替に向けた普及・啓発
	1-2	省エネルギー対策の加速	① 省エネルギー機器等助成制度の活用促進 ② 脱炭素に向けた都市開発諸制度等によるCO ₂ 排出削減の取組の推進
1-3	気候変動適応の推進	① 適応策等の実施 ② 気候変動・気候危機の周知・啓発	
2-1	まちなかのみどりの保全と創出	①	特色ある美しいみどりの創出に向けた取組の推進
		②	みどりの保全に向けた取組の推進
2-2	水やみどりに親しめる環境づくり	① 親しめる水辺づくりの推進 ② みどりに親しめる環境づくりの推進	
3-1	ごみの減量とリサイクルの推進	①	ごみ発生抑制の推進
		②	資源回収の推進
3-2	適正なごみ処理の推進	① 事業系ごみの適正処理の推進 ② ごみの適正排出の推進	
4-1	きれいなまちづくりの推進	①	まちの環境美化の推進
		②	良好な生活環境の確保
4-2	都市型公害対策の推進	① 公害の監視・規制指導の推進 ② 環境監視の徹底	
5-1	多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進	①	多様な主体による環境活動の推進
		②	環境学習の充実と人材の育成・活用
5-2	次代を担う子どもたちなどへの環境学習・環境教育の推進	① 子どもたちなどへの環境学習・環境教育の機会と質の充実 ② 子どもたちなどへの環境配慮の意識啓発	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章 基本目標と達成に向けた取組

第6章

基本目標1

地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策の推進

個別目標 1-1 再生可能エネルギー等の導入推進

令和 12 (2030) 年度の CO₂ 削減目標の達成、さらには「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向け、CO₂ 排出量全体に占める割合が最も高い「電力」について、CO₂ を排出しない再生可能エネルギー電力等への切替を優先的に推進していきます。

現状と課題

① 区内 CO₂ 排出量全体の約 70%が「電力」由来

区内の CO₂ 排出量をエネルギー別に分析すると、排出量全体に占める電力に由来する CO₂ の割合が 70%以上となっています。

また、オフィスや飲食店等の事業者（業務部門）で使用された電力由来の CO₂ の割合が、排出量全体の約 50%を占めており、高層ビル街や大規模繁華街が集積している新宿区の特徴となっています。

CO₂ 排出量全体に占める電力に由来する CO₂ の割合（令和元（2019）年度実績）

（単位：千 t-CO₂）

部門	電力以外 (都市ガス・灯油・ガソリン等)	電力		合計	
		排出量全体に 占める割合	排出量全体に 占める割合	排出量全体に 占める割合	排出量全体に 占める割合
産業部門	28	32	1.2%	60	2.3%
民生部門	454	1,638	63.1%	2,093	80.7%
家庭	137	389	15.0%	526	20.3%
業務	317	1,249	48.1%	1,566	60.4%
運輸部門	198	161	6.2%	359	13.8%
廃棄物部門	83	0	0%	83	3.2%
合計	763	1,832	70.6%	2,595	100%

（資料）「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料を基に作成

◆ 「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、事業者が使用する電力を中心に、CO₂ を排出しない再生可能エネルギー電力等に切り替える取組を重点的に推進する必要があります。

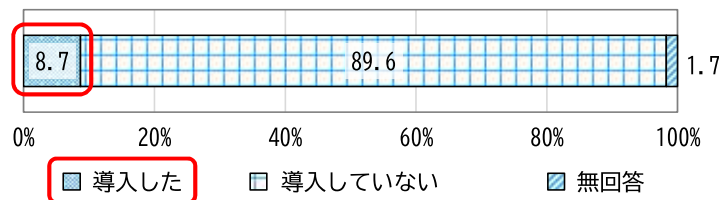
② 区内の再生可能エネルギー普及率は10%以下にとどまる状況

事業所

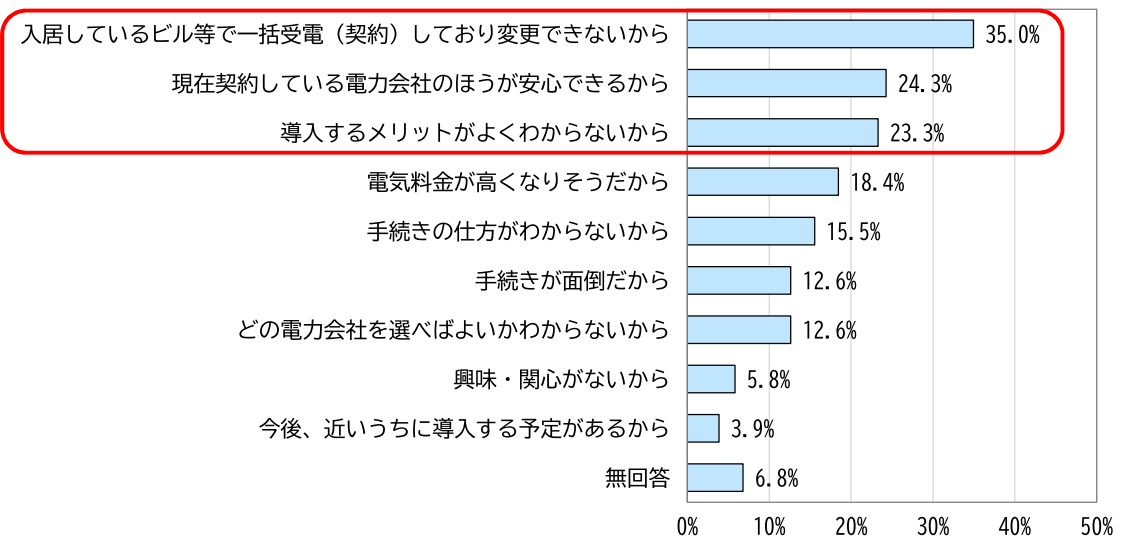
令和4（2022）年6月に実施した環境に関する区民・事業所向けアンケート調査において、「再生可能エネルギー電力等を導入した」と回答した事業所は8.7%にとどまっています。

導入していない要因として、「入居しているビル等で一括受電（契約）しており変更できないから」が35.0%と最も高く、次いで「現在契約している電力会社のほうが安心できるから」が24.3%、「導入するメリットがよくわからないから」が23.3%となっています。

再生可能エネルギー電力等導入状況（事業所）
（導入の有無）



（導入しない理由）



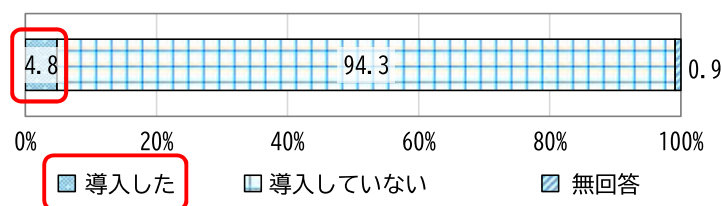
- ◆ 区内事業者やビルの管理者等に対し、再生可能エネルギー電力等への切替に向けた働きかけを行う必要があります。
- ◆ 既に再生可能エネルギー電力等に切り替えた事業所をリーディングケースとして、その他の事業所に対し、導入による成果やメリットを普及していく必要があります。

家庭

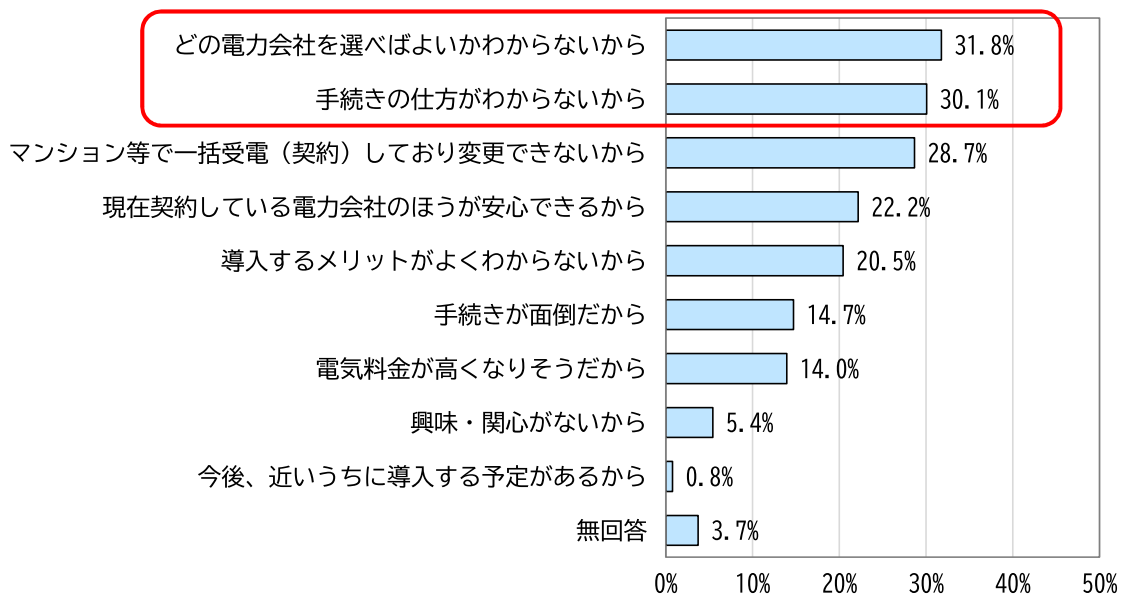
区民向けアンケート調査において、「再生可能エネルギー電力等を導入した」と回答した家庭は4.8%にとどまっています。

導入していない要因として、「どの電力会社を選べばよいかわからないから」が31.8%と最も高く、次いで「手続きの仕方がわからないから」が30.1%となっています。

再生可能エネルギー電力等導入状況（区民）
（導入の有無）



（導入しない理由）



◆ 再生可能エネルギー電力等を安定的に供給できる小売電気事業者と区民とをマッチングし、簡易に手続きを行える仕組みが必要です。

個別目標の達成に向けた取組

① 再生可能エネルギー電力等の利用促進

「新宿再エネオークション」の利用促進

区では、区内の事業者（法人・個人事業主）を対象に、競り下げ方式の電力オークション「エネオク」を活用した「新宿再エネオークション」を都内初の取組として、令和3（2021）年9月に開始しました。

「新宿再エネオークション」の概要

◆ 新宿再エネオークションとは

株式会社エナーバンクが運営する電力オークション「エネオク」（電力会社が、他社の入札価格を見ながらさらに低い価格を提示していく「競り下げ」方式のオークション）を活用し、再生可能エネルギー電力等への切替を推進する取組です。

◆ 対象

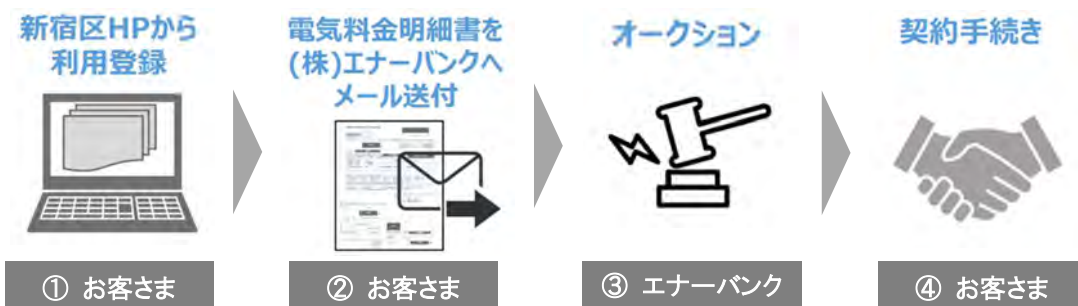
区内法人・個人事業主

◆ 登録方法

区ホームページ（➡）から行えます。



オークション利用の流れ



特徴

- ▼ 事業所名など6項目を入力するだけで、登録完了です。
- ▼ 過去1年分の電気料金明細書を準備するだけで、オークション可能です。
- ▼ オークション利用（サポート含む）に係る費用は無料です。
- ▼ オークションを実施した場合であっても、契約切替は任意です。

メリット

- ▼ 事業所のCO₂排出量が削減されます。
- ▼ オークションにより、小売電気事業者が提案してくるため、自社で独自に新たな小売電気事業者を探す必要がなくなります。

区内の企業や団体とより一層の連携を図り、幅広く「新宿再エネオークション」の周知や利用に向けた働きかけを行い、再生可能エネルギー電力等への切替を行う事業者の裾野を広げていきます。

「みい電（みんなでいっしょに自然の電気）」の利用促進

東京都や埼玉県など 10 都県市で、再生可能エネルギー電力等の共同購入を行う、「みんなでいっしょに自然の電気（みい電）」を実施しています。

令和 3（2021）年冬に実施したキャンペーンにおいて、再生可能エネルギー比率が 30%以上のメニューでは、電気代が平均 9%削減されました。

10 都県市とは？

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、栃木県

「みい電」の概要



（出典）東京都

◆ 「みい電」とは

購入希望者を家庭等から募り、需要をまとめることで、低価格での再生可能エネルギー電力等の導入を支援する事業です。

◆ メリット

太陽光や風力などの CO₂ を排出しない自然エネルギーを活用した電気を、お得にご利用いただけます。

※「みい電」以外にも、各小売電気事業者において様々なメニューやプラン、割引制度を設けて、再生可能エネルギー電力等の販売事業を展開しています。

区は、東京都と連携・協力して、広報新宿や区ホームページ等を通じ、「みい電」の取組を積極的に区民に周知し利用を促進することで、家庭の再生可能エネルギー電力等への切替を推進していきます。

② 再生可能エネルギー電力等の切替に向けた普及・啓発

区の率先行動の情報発信

区有施設における再生可能エネルギー電力等の導入など、区の率先した取組や成果を区ホームページ等で広く情報発信していくことで、再生可能エネルギー電力等への切替を区民・事業者に啓発していきます。

再生可能エネルギー電力等への切替事例の共有

「新宿再エネオークション」や「みい電」を利用して再生可能エネルギー電力等に切り替えた事例を基に、環境面やコスト面での効果を区が集約し、区ホームページやチラシ等で周知することで、取組の環を広げていきます。

再生可能エネルギー電力等の導入に対するインセンティブの向上

事業者の再生可能エネルギー電力等への切替に対するインセンティブ向上を図るため、中小企業向け制度融資の「環境保全資金」の融資対象及び資金用途を拡充し、再生可能エネルギー電力等に切り替えた事業者に対して、経営全般のための運転・設備資金に対する融資のあっせん及び利子補給等を行います。

「環境保全資金」の概要

融資対象	資金用途
環境の保全及び改善をする施設、設備、事業所等を区内に有する中小企業者	公害対策や受動喫煙対策等のための運転・設備資金
再生可能エネルギー比率 50%以上またはCO ₂ 調整後排出係数が0.220t-CO ₂ /千kWh以下の電力への切替を実施している中小企業者	経営全般のための運転・設備資金
貸付限度額	500万円
貸付期間	5年以内（据置期間6か月）
貸付金利	2.1%以下（本人負担0.7%以下、区負担1.4%以下）
信用保証料	全額補助

拡充

区有施設における率先行動や、区民・事業者向けの支援制度とその成果を広く発信するとともに、導入に対するインセンティブ向上を図ることで、再生可能エネルギー電力等の導入に向けた普及・啓発を図っていきます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章 基本目標と達成に向けた取組

第6章

区の率先行動

区有施設における再生可能エネルギー電力等[※]の調達の推進

これまで

区有施設における電力調達は、平成 24（2012）年に定めた「新電力事業者からの電力調達に関する基本的考え方」に基づき、電力の安定供給や経済性に加え、環境面にも配慮したものを調達することとしてきました。

今 後

区有施設で使用する電力について、CO₂調整後排出係数（電気 1kWh あたりの CO₂ 排出量）が令和 2（2020）年度に調達した電力の半分以下となる「環境に配慮した電力」に切り替えることを大前提とするとともに、安定供給や経済性も考慮に入れた電力調達を推進していきます。

なお、令和 4（2022）年度からは、電力使用量が特に多い高圧の施設について、発電時の CO₂ 排出ゼロの電力を優先的に導入し、CO₂ 削減に向けた電力切替の取組を加速しています。

再生可能エネルギー電力等の導入状況（「ゼロカーボンシティ新宿」表明以降）

導入時期	導入施設	導入による CO ₂ 削減量
令和 4 年度	特別出張所等（22 施設）	約△4,900 t-CO ₂
令和 5 年度（予定）	子ども総合センター等（23 施設）	約△2,600 t-CO ₂
合 計		約△7,500 t-CO ₂

区有施設における令和 12（2030）年度目標の達成に必要な CO₂ 削減量の約 **60%以上** を令和 5（2023）年度に達成する見込み。

（参考）

令和 12（2030）年度目標達成に必要な CO ₂ 削減量	約△12,250 t-CO ₂
---	----------------------------

令和 9（2027）年度までに、原則として全ての区有施設において、再生可能エネルギー電力等の「環境に配慮した電力」へと切り替えていきます。

また、こうした区の率先行動について、区ホームページ等を通じて情報発信することで、区民・事業者の再生可能エネルギー電力等の導入を推進します。

※再生可能エネルギー電力等

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーで発電した電力と、廃棄物を焼却する際に出る排熱などの今まで利用されていなかったエネルギーで発電した電力を、合わせて「再生可能エネルギー電力等」と呼んでいます。

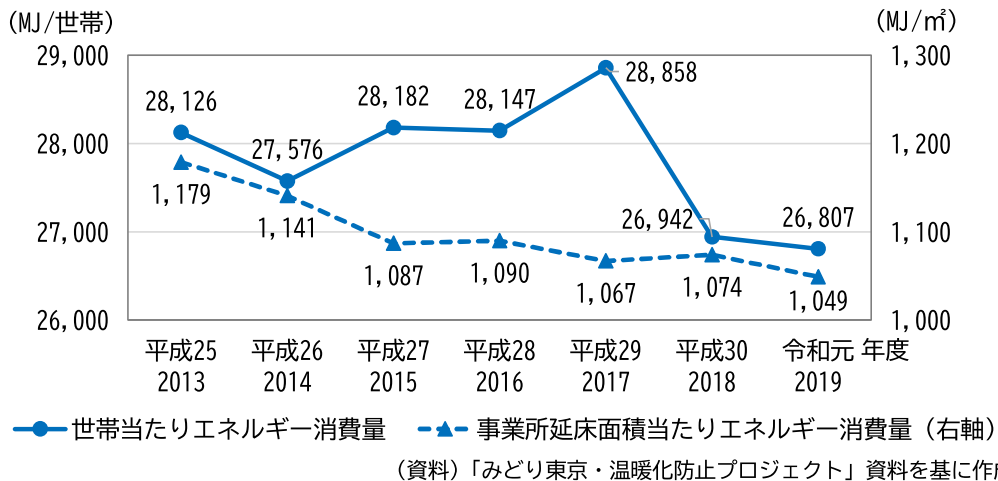
再生可能エネルギー電力等の導入に加え、施設・建物における省エネルギー対策を加速することで、令和 12（2030）年度の CO₂ 削減目標の達成、さらには「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けてスピード感を持って取り組んでいきます。

現状と課題

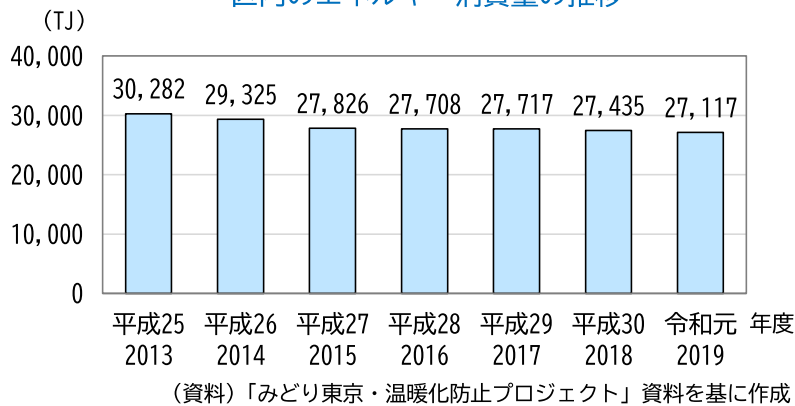
① 区民・事業者のエネルギー消費量は減少傾向

区民・事業者の積極的な省エネ行動の実践により、家庭においては「世帯当たりエネルギー消費量」、また事業所においては「延べ床面積当たりエネルギー消費量」が減少しており、区内のエネルギー消費量全体で見ても減少傾向となっています。

世帯当たり・事業所延べ床面積当たりエネルギー消費量の推移（家庭部門・業務部門）



区内のエネルギー消費量の推移



◆ エネルギー使用量を削減することで、CO₂ 排出削減のみならず、エネルギー調達コストの削減にも繋がることから、区民・事業者による省エネルギーの取組を加速させていく必要があります。

② 区民・事業者向け省エネルギー機器等助成制度の実績は増加傾向

区では、区民・事業者の環境配慮の取組を支援するため、区民向けでは集合住宅共用部 LED 照明や高反射率塗装等の 8 種類、事業者向けでは LED 照明や太陽光発電システム等の省エネルギー及び創エネルギー機器等の助成制度を行っています。なお、東京都は令和 4 (2022) 年 12 月に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を改正し、令和 7 (2025) 年 4 月から新築建物を対象とした太陽光発電の設置を推進していくこととしています。

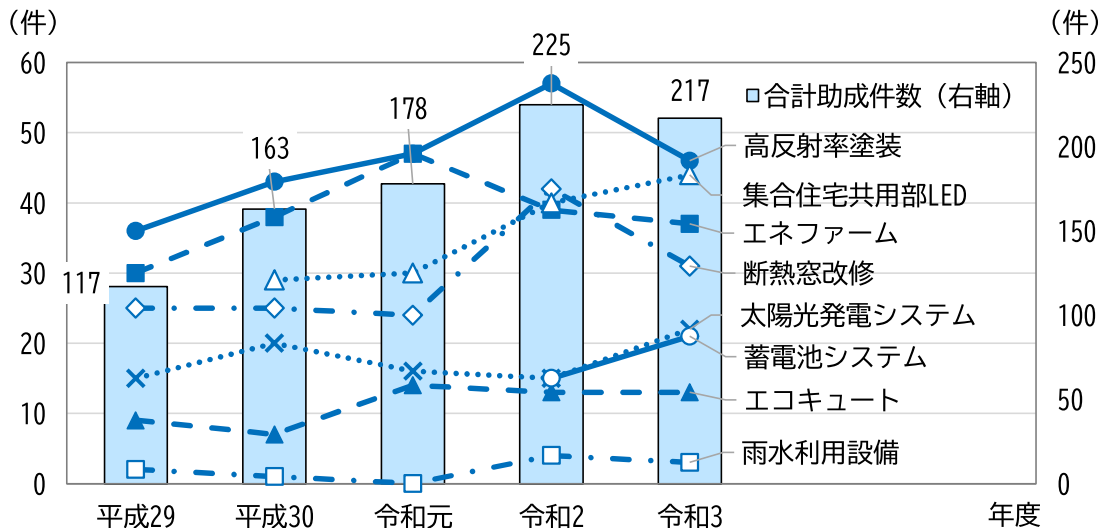
補助金制度の紹介
(区ホームページ)



区民向け

「新宿区第三次環境基本計画」を策定した平成 29 (2017) 年度と直近の令和 3 (2021) 年度を比べると、全ての機器について助成実績が増加しています。

「区民向け」省エネルギー機器等助成制度実績



事業所向け

LED 照明設置助成について、助成要件となっていた「省エネ診断受診」を令和 4 (2022) 年度から除外するとともに、補助上限及び補助件数を拡充して実施したことにより、大幅に実績が伸びています。

区民・事業所向けアンケート調査

「区の助成制度で、今後新たに利用したいと思うもの」と、「区の助成制度で扱っていない機器で、今後新たに利用したいと思うもの」を調査したところ、多くの要望が寄せられました。

◆ 省エネルギー機器等助成制度のより一層の充実・拡充を図ることで、省エネルギー対策の推進を図るとともに、省エネルギーに向けた区民・事業者の意識の醸成を図る必要があります。

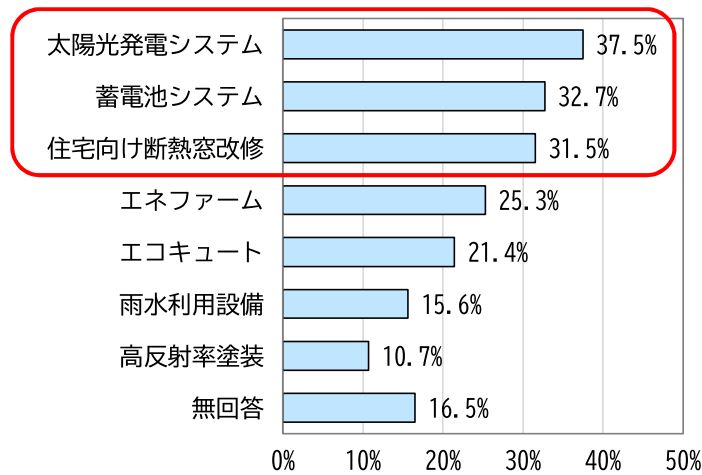
個別目標の達成に向けた取組

① 省エネルギー機器等助成制度の活用促進

区民向け助成制度の拡充

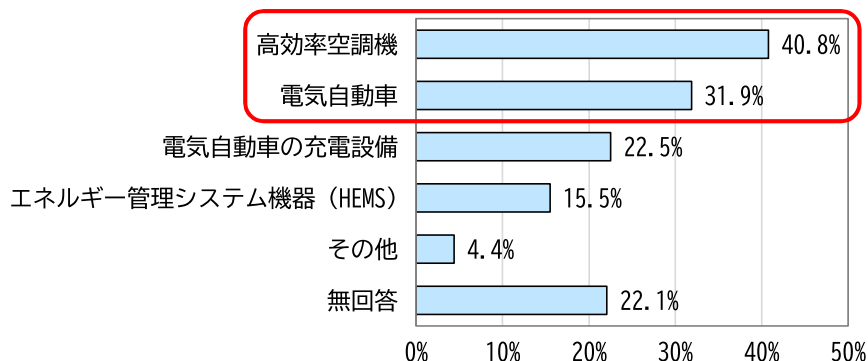
区民向けアンケート調査において、「省エネルギー機器等助成制度で扱っている機器等で、今後新たに利用したいと思うもの」として要望が多かった「太陽光発電システム」・「蓄電池システム」・「住宅向け断熱窓改修」等について、実績や効果等を総合的に勘案しながら、助成予定件数の拡充に向けた検討を行います。

省エネルギー機器等助成制度で扱っている機器等で、
今後新たに利用したいもの（区民）



また、「省エネルギー機器等助成制度で扱っていない機器等で、今後新たに利用したいと思うもの」として要望が多かった「高効率空調機」や「電気自動車」等について、導入効果等を見極めながら助成制度対象の拡充を検討するなど、区民の家庭における省エネルギー行動を支援します。

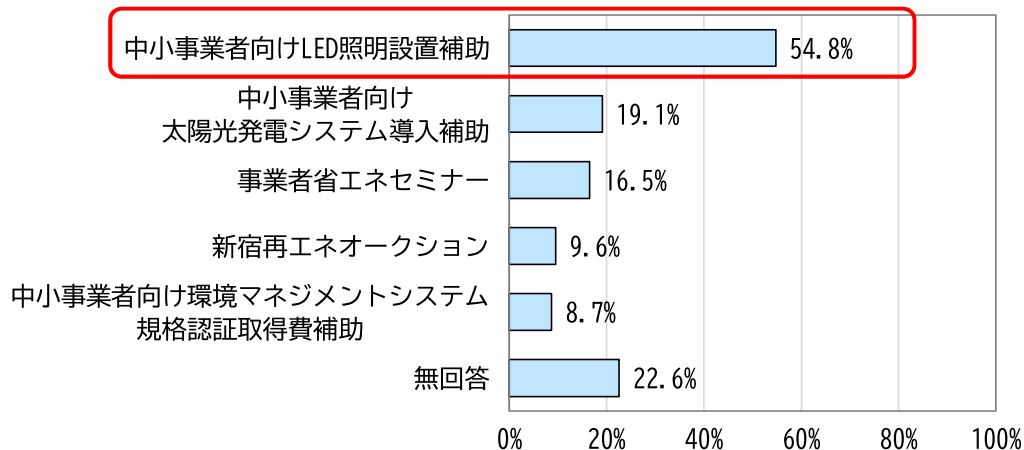
省エネルギー機器等助成制度で扱っていない機器等で、
今後新たに利用したいもの（区民）



事業所向け助成制度の拡充

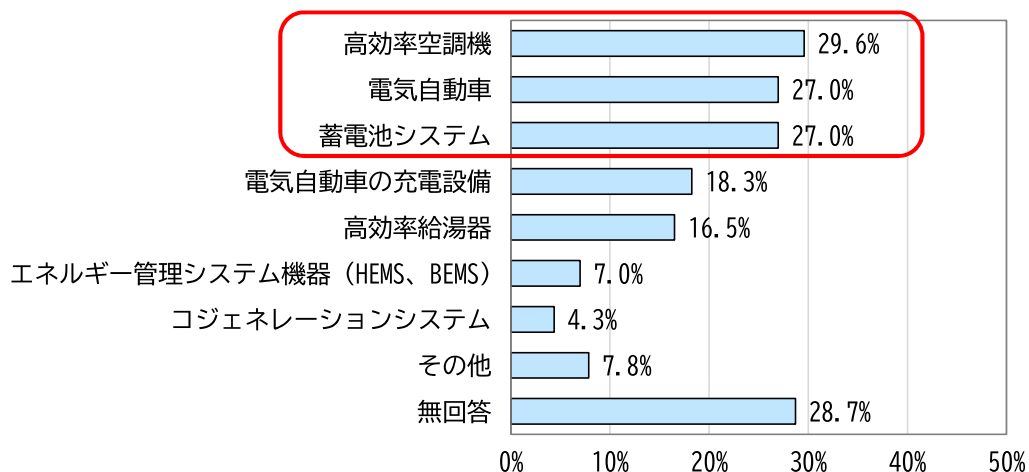
事業所向けアンケート調査において、「区の助成制度で扱っているもので、今後新たに利用したいと思うもの」として要望が多かった「LED 照明設置助成」等について、実績や効果等を総合的に勘案しながら、助成予定件数の拡充に向けた検討を行います。

区の助成制度で扱っているもので、今後新たに利用したいもの（事業所）



また、「省エネルギー機器等助成制度で扱っていない機器等で、今後新たに利用したいと思うもの」として要望が最も多かった「高効率空調機」や「電気自動車」、「蓄電池システム」等について、導入効果等を見極めながら助成制度対象の拡充を検討するなど、事業者の持続可能な環境配慮の取組を支援します。

省エネルギー機器等助成制度で扱っていない機器等で、今後新たに利用したいもの（事業所）



区民・事業者のニーズを踏まえ、引き続き、申請の多い機器の助成件数を増やしたり、希望が多い機器を助成対象に追加するなど柔軟に対応するとともに、区・都双方の助成制度の情報提供を行うことで、区民・事業者の省エネルギー・創エネルギーに向けた取組を支援していきます。

② 脱炭素に向けた都市開発諸制度等による CO₂ 排出削減の取組の推進

都市開発諸制度における省エネルギー対策等による CO₂ の排出削減

都市開発諸制度において「環境都市づくり」を重要方針の一つに位置付け、建築物の高断熱化及び省エネルギー性能の高い設備の導入やエネルギーの面的利用の検討、電気自動車等の充電設備の設置など様々な取組を条件とすることで、CO₂ の排出削減に向けた効果の高い取組を誘導していきます。

市街地再開発事業における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の誘導

補助金を交付する市街地再開発事業において、都市開発諸制度よりも厳しい水準の達成を義務付けるとともに、加えて ZEB 化の取組を補助金の評価項目に位置付けることで、ZEB 化の実現を誘導していきます。

さらに、市街地再開発事業の都市計画決定や事業認可に向けて支援している地区においては、都市開発諸制度や補助金の基準を満たすだけでなく、ZEB 化の実現に向けた指導助言を行い、CO₂ 排出削減の取組を推進していきます。

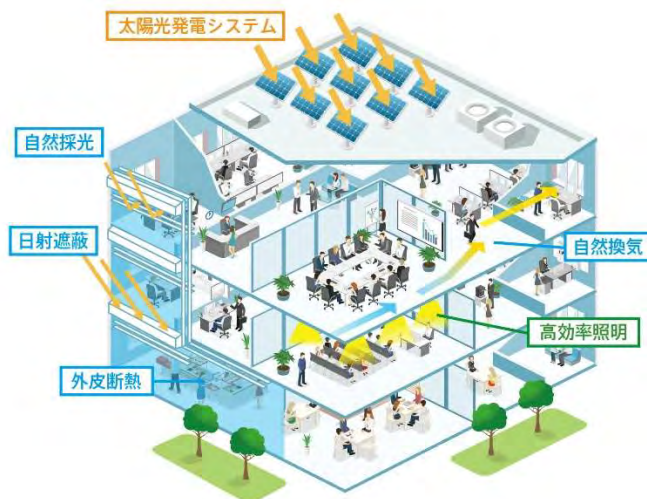
建築物の省エネルギー性能の向上を図るとともに、まちづくりの機会を捉えたエネルギーの面的利用や利用の最適化を推進するなど、脱炭素のまちづくりを推進します。

◆◆ コラム ◆◆ ZEB

ZEB とは、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支を省エネルギー性能の向上や太陽光発電などの活用等により、正味（ネット）でゼロにすることを目指した建物です。

区においても、様々な機会を通じて事業者に働きかけを行うことで、事業所ビルや商業施設等の ZEB 化を推進していきます。

ZEB を実現するための技術



(出典) 環境省

区の率先行動

区有施設における省エネルギー対策の推進

牛込保健センター等複合施設での ZEB-Ready の認証取得

令和 6（2024）年 7 月に竣工予定の牛込保健センター等複合施設では、実施設計の段階において、建物のエネルギー使用量の約 50%以上を削減している建物として、区が建設する建物で初の ZEB-Ready の認証を取得しました。

「牛込保健センター等複合施設」外観パース



工期：令和 3（2021）年 6 月末から令和 6（2024）年 7 月末

今後、区有施設の新築又は建替え時において、原則として ZEB-Ready 相当（大規模建築物の場合は、ZEB-Oriented 相当）となるよう目指していきます。

省エネルギーを目的とした LED 化

LED 照明について、使用頻度や費用対効果等を考慮しながら、省エネルギーを目的とした区有施設での導入に積極的に取り組むとともに、道路の環境対策を推進するため、区街路灯についても計画的に LED 化を進めていきます。

今後、既存の区有施設の長寿命化等による改修時において、LED 照明をはじめ、人感センサー、高効率空調機などの導入により、積極的に省エネルギー対策を推進していきます。

気候変動による影響は、台風被害や熱中症をはじめ既に様々なかたちで区民生活に現れており、今後さらに大きくなることが予想されることから、気候変動による被害を回避・軽減、さらには将来予測される被害に備える適応策にも取り組んでいきます。

現状と課題

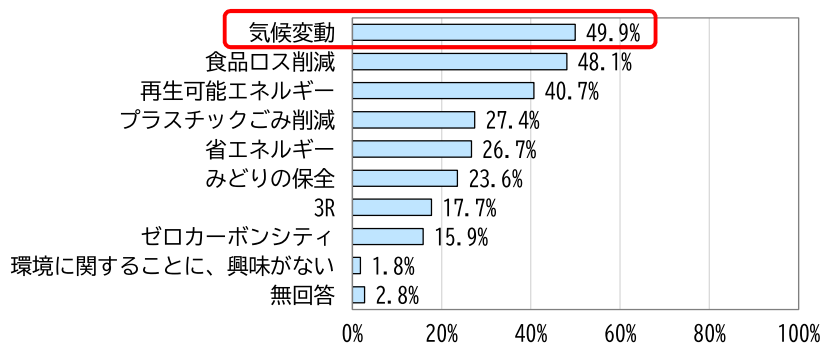
① 気候変動による影響の拡大

世界的な気候変動の影響により、これまで経験したことのない記録的な猛暑による熱中症被害や台風の大型化・大雨等による災害が発生しています。

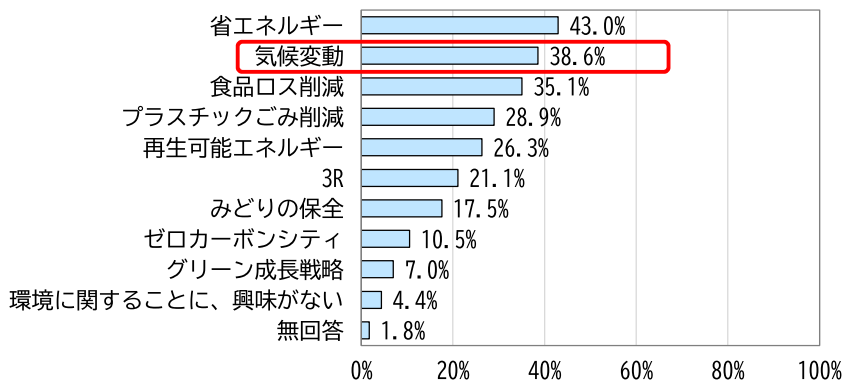
東京管区気象台の年平均気温は 100 年あたり 2.5℃の割合で上昇しており、東京都における真夏日や猛暑日の日数は増加傾向にあります。また、気象庁がまとめた短時間強雨（1 時間降水量 50 mm 以上）の平均年間発生回数は、統計期間の最初の 10 年間（昭和 51（1976）年～昭和 60（1985）年）と比べ、10 年間で約 1.4 倍に増加しています。

区民・事業所向けアンケート調査では、環境に関するワードの中で「気候変動」に興味・関心があると回答した区民が最も多く、事業所についても 2 番目に多い結果となり、気候変動に対する区民・事業者の興味・関心の高まりがうかがえます。

興味・関心のある環境に関するワード
(区民)



(事業所)



◆ 気候変動の影響から、区民の健康・安全を守るため、緩和策のみならず適応策についても講じる必要性が高まっています。

② 気候変動における適応策の検討

区では、これまでも気候変動によって引き起こされる豪雨等による水害や、熱中症被害等の増加に備え、区民の安全や健康を守る様々な対策に取り組んできました。

平成 30（2018）年 6 月に「気候変動適応法」が成立し、11 月には「気候変動適応計画」が閣議決定され、令和 3（2021）年には東京都が「東京都気候変動適応計画」を策定するなど、適応策の推進に向けて計画的な取組が求められています。

区内で想定される気候変動の主な影響



(出典) 気候変動適応情報プラットフォーム

- ◆ 区内で想定される気候変動の主な影響に対応するため、区の既存の取組を適応策として整理し、「地域気候変動適応計画」に位置づけるとともに、適応策の取組をより一層推進していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組

① 適応策等の実施

「まちなか避暑地」の開設

高齢者活動・交流施設等 21 所では、猛暑時の避暑地として「まちなか避暑地」を開設し、暑い時期に高齢者が無理なく過ごせるよう環境づくりを進めています。

高齢者向け熱中症対策の実施

高齢者を熱中症から守るため、新たに 75 歳となった一人暮らし高齢者等に対して、室内の熱中症警戒レベルがわかる温度計付きシートを郵送配布することで、水分補給や空調利用を促しています。

感染症に関する情報発信

気温上昇などにより、感染症を媒介する生き物（蚊やマダニなど）の分布領域が変化し、感染症のリスクが増加する可能性があることから、感染症の傾向や予防に関する情報収集を行い、情報発信を行っていきます。

暑熱対策の実施

暑熱対策として、室内に差し込む日差しを和らげる自然のカーテンである「みどりのカーテン」の設置を推進するとともに、「新宿打ち水大作戦」を通じて区民や地域団体・事業者に打ち水の実施を呼びかけていきます。

「新宿区洪水ハザードマップ」の作成・普及

大雨による河川の増水や雨水による浸水の予測結果（東京都作成）に基づいて、区内で予想される浸水範囲と浸水深や、各地域の避難所等を示した「新宿区洪水ハザードマップ」を作成し、水害への事前の備えを呼びかけていきます。

遮熱性舗装の計画的な整備

路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装の計画的な整備を進めます。

「新宿の森」の森林整備の推進（カーボン・オフセット）

長野県伊那市・群馬県沼田市・東京都あきる野市の 3 か所に「新宿の森」を開設し、森林整備によるカーボン・オフセットを実施しています。森林を有する自治体と連携して森林整備を推進し、CO₂ の吸収を促進します。また、土砂の流出防止や水源の涵養など、気候変動への適応にも寄与します。

気候変動の影響から区民の安全・安心な生活を守るため、適応策を着実に推進していきます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章
基本目標と達成に向けた取組

第6章

② 気候変動・気候危機の周知・啓発

関係機関との連携・協力

適応策を推進していくためには、気候変動・気候危機に対する区民・事業者の理解が不可欠です。

そのため、気候変動に関する情報の収集、提供等を行う拠点である東京都地域気候変動適応センターをはじめ、関係機関・団体と連携・協力し、小中学校での出前講座やエコライフまつり等のイベントを通じて、周知・啓発を図っていきます。

熱中症関連情報の発信

気候危機による影響の一つである熱中症被害から、高齢者や乳幼児等を守るため、エアコンの適切な利用方法や水分補給のポイント等を区ホームページで紹介したり、予防のポイントをまとめたパンフレットを作成・配布するなど、熱中症対策に関する正しい知識や予防法について情報発信していきます。

気候変動・気候危機の影響について、的確に情報収集・発信していくことで、区民・事業者の理解促進を図っていきます。

◆◆ コラム ◆◆ 緩和と適応

緩和とは？
原因を少なく

2つの気候変動対策

適応とは？
影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

(出典) 気候変動適応情報プラットフォーム

地球温暖化対策の推進

個別目標 1-1 再生可能エネルギー等の導入推進

個別目標 1-2 省エネルギー対策の加速

個別目標 1-3 気候変動適応の推進

指標

	指標	現状値	目標値
①	再生可能エネルギー電力等を導入している区民の割合 (アンケート調査結果による)	4.8% (令和4年度)	20%を目指す (令和9年度)
②	再生可能エネルギー電力等を導入している事業所の割合 (アンケート調査結果による)	8.7% (令和4年度)	25%を目指す (令和9年度)
③	街路灯の改修	小型蛍光灯 LED 化 2,761 基 大型街路灯 LED 化 443 基 (令和3年度)	小型蛍光灯 LED 化 3,572 基 大型街路灯 LED 化 528 基 (令和5年度)
④	遮熱性舗装の整備面積	33,560 m ² (令和3年度)	36,348 m ² (令和5年度)
⑤	区民によるみどりのカーテン新規設置枚数	402 枚/年 (令和4年度)	400 枚/年 (令和5年度)
⑥	「新宿の森」でのカーボン・オフセット事業による CO ₂ 吸収量	243.1 t-CO ₂ /年 (令和3年度)	385 t-CO ₂ /年 (令和5年度)

区民・事業者の取組

区民の取組

- 「みい電」を利用するなどして、家庭で使用する電気を再生可能エネルギー電力等へと切り替える。
- 住宅の新築・改築に際し、区の助成制度等を活用して、太陽光パネルや蓄電池を設置したり、省エネルギー性能や断熱性能の高い住宅となるよう努める。
- 家庭の照明を LED 照明に更新するなど、省エネルギー機器の利用を進める。
- こまめな水分補給や適切な冷房の利用、「まちなか避暑地」の活用などにより、熱中症を予防する。
- 「みどりのカーテン」の設置や、「新宿打ち水大作戦」への参加を通じて、暑熱対策を実践する。
- 蚊やマダニなどの生き物が媒介する感染症の予防に関する知識を深める。
- 水害、風害時の避難所や避難経路などをあらかじめ確認しておく。

事業者の取組

- 「新宿再エネオークション」を利用するなどして、事業所で使用する電気を再生可能エネルギー電力等へと切り替える。
- 区の助成制度等を活用して、事業所の照明を LED 照明に更新するなど、省エネルギー対策に取り組む。
- 事業所の新築・改築や市街地再開発等に際し、積極的に ZEB 化を進める。
- 従業員や顧客などの熱中症予防対策を実施する。
- 「みどりのカーテン」の設置や、「新宿打ち水大作戦」への参加を通じて、暑熱対策を実践する。
- 水害、風害時の事業活動をあらかじめ確認しておく。

基本目標2

豊かなみどりの保全と創出

豊かなみどりの保全と創出

個別目標2-1

まちなかのみどりの保全と創出

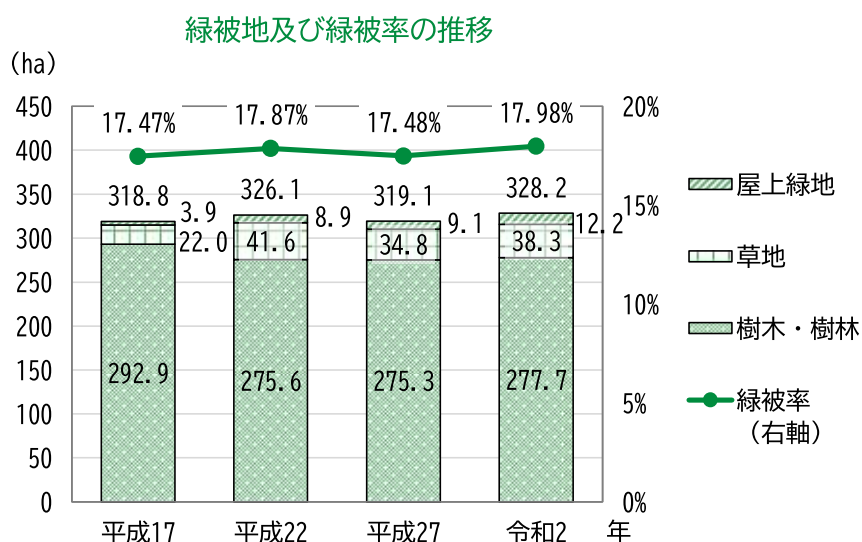
まちなかのみどりとして住宅、公園、街路樹等のみどりの保全・充実に努めます。
また、大規模開発計画における公開空地等を活用した積極的なみどりの創出・拡充を図ります。

現状と課題

① 新たなみどりの創出

令和2（2020）年度に実施した「新宿区みどりの実態調査（第9次）」では、区内の緑被率が17.98%で5年前の調査と比べると緑被面積が9.02ヘクタール増加しました。開発事業等で整備された公園をはじめ公開空地や街路の緑地が整備されたことが大きな要因です。

利便性に優れ、土地の貴重な新宿では、土地の有効活用という観点から開発や建替えなどの機会に開発事業者等に対し緑化の誘導を図り、開発時に新たなみどりを創出する必要があります。



（資料）「新宿区みどりの実態調査」を基に作成



◆ まちなかのみどりの創出に向けて、様々な機会を通じて緑化を誘導することが必要です。

② みどりの損失

「新宿区みどりの実態調査（第9次）」では、個人住宅での樹木や樹林の減少が顕著に見られました。

住宅地域では、相続に伴う土地の細分化や共同住宅の建替えが進み、まとまった屋敷林など昔からあった貴重な樹木が失われています。

- ◆ 樹木等の所有者に対し維持管理などの支援が必要です。
- ◆ 土地が売却され建築行為が行われる際には、事業者に対して可能な限り樹木を保全するよう誘導する必要があります。



開発で整備された公園（中根坂東公園）

個別目標の達成に向けた取組

① 特色ある美しいみどりの創出に向けた取組の推進

空中緑花都市づくり

都市化の進展により緑化余地の少ない区では、みどりを増やす有効な手法である建物の屋上、ベランダ、壁面等の緑化を「空中緑花」と呼び、推進しています。

屋上緑化や壁面緑化を行う場合に工事費の一部を助成する「屋上等緑化助成制度」を活用して、緑化を推進します。

特に、屋上緑化等推進モデル地区では、助成単価や助成上限額を増額し、緑化を推進していきます。



空中緑花（屋上緑化）

緑化計画書制度の活用

建築物等の施設緑化の観点から、良好な都市環境づくりを進めることを目的とした緑化計画書制度を活用し、建築行為を行う際に既存樹木の喪失を抑えていきます。

また、地上部をはじめ建築物上への新たな緑化や開発等においては水面も緑化として算定するなど特色ある美しいみどりの創出への指導も行っていきます。

みどりのモデル地区内で緑化計画書を作成する区民・事業者には、みどりの助成制度の対象を拡大することなどにより、新たなみどりの創出を誘導します。

新たな公園の確保

様々な機会を利用して、都市の骨格となる公園や生活に身近な公園等の確保を進めます。

また、公園等の整備にあたっては、区民や民間事業者など、多様な主体との連携により進めていきます。

屋上・壁面等を活用した建築物上の緑化や、開発事業等の機会を利用した公民連携による公園づくりにより、新宿ならではの特色ある美しいみどりの創出に取り組みます。

② みどりの保全に向けた取組の推進

地域の貴重な樹木・樹林等の保護

貴重な樹木や樹林、良好な生垣を残していくため、「保護樹木制度」により、保護樹木、保護樹林、保護生垣を指定し、特に優れているものは「特別保護樹木」、公共施設にあるものは「公有地保護樹木」に指定します。令和4（2022）年3月末現在、公有地の保護樹木を含め、279件1,294本を保護樹木として指定しています。

この制度では、保護樹木等の所有者に対し維持管理にかかる費用の一部を助成するとともに、保護樹木の健全度調査を実施するなど、所有者による良好な維持管理を支援します。

指定解除に際しては、現地調査の上、可能な限り多く樹木を残すよう所有者に働きかけるとともに、土地が売却され建築行為が行われる際には、開発事業者に対して可能な限り樹木を保全するよう誘導します。



保護生垣

貴重な樹木・樹林・生垣等の保護により、まちなかのみどりの保全・充実に取り組んでいきます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章
基本目標と達成に向けた取組

第6章

区に存在する貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置付け、その保全・再生・整備を図るとともに、水辺やみどりのある場所を活用し、生物多様性の保全にも配慮していきます。

現状と課題

① 区に存在する貴重な水辺環境

区では、区の外周に沿って神田川、妙正寺川が流れています。

神田川では、かつては生き物が息できないような環境になったこともありました。水質の改善や魚道の整備などが進んだ結果、平成4（1992）年にアユの遡上が確認されました。平成8（1996）年度以降毎年実施している生き物実態調査では、これまでにアユ、ウキゴリなど12科25種の魚類が確認されています。

また、水辺の活用として、夏休み期間に「神田川親水テラス」を一般開放し、川に親しむ機会を提供しており、例年1,000人以上の区民に利用されるなど、環境学習の場としても活用しています。

区の面積の約3割は商業地域で、地上部には樹木が必要としている日照や植栽空間が不足しており、新たにみどりを配置することが難しい状況です。このため、区内の河川を、水に親しむだけでなく自然を感じることができる貴重な水辺空間として、外濠の水辺とみどり、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりとあわせて「水とみどりの環(わ)」と位置付けています。



神田川



外濠



- ◆ 区に存在する貴重な水辺環境を、区民が水辺に親しむことができる場所として有効に活用していく必要があります。

② 身近なみどりと生物多様性の恵み

「新宿区生き物調査委託報告書」(平成29(2017)年3月)によると、新宿区では1,672種の生き物が確認されています。

区内には、新宿御苑、戸山公園、おとめ山公園、点在する社寺林、外濠など、区民の身近に古くから残された生き物の生息環境がまだありますが、自然の生態系が機能する空間としてビオトープの整備が必要です。

一方で、生物多様性への認知度はまだ低く、区内の限られた生息・生育環境の中で理解を深めるための自然体験の場や機会を増やすことが必要です。

さらに、国外や国内の他の地域から外来生物の存在が確認されていることから、環境に大きな影響を及ぼす生物や植物への対策も課題です。



新宿中央公園内に整備したビオトープ



- ◆ 区民一人ひとりが身近なみどりの重要性と生物多様性の恵みについて理解を深められるよう、啓発していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組

① 親しめる水辺づくりの推進

親しめる水辺、アユが喜ぶ川づくり

神田川や妙正寺川を、アユ等の水生生物が生息できる環境とするとともに、区民が水辺に親しむことができる場所となるよう取り組んでいきます。

区民と神田川をつなぐ取組として、夏季の一定期間やイベント時に神田川親水テラスを一般開放するとともに、神田川ふれあいコーナーを情報発信や流域の関連団体等の交流の場として活用していきます。



神田川親水テラス

神田川ファンクラブの活動の充実

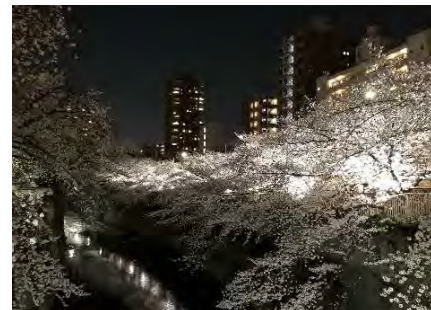
区内の小学生や地域の方々を対象とした神田川ファンクラブの活動の充実を図るため、神田川の生き物・水質・ごみ調査や、クリーンアップ作戦などを実施するとともに、SNS や神田川写真展などにより活動内容の発信を図っていきます。



生き物調査

みずとみどりの名所のライトアップ

神田川、外濠、妙正寺川沿いの桜並木を、みずとみどりの名所としてライトアップし、区民が水辺に親しめる環境づくりを行います。



神田川沿いのライトアップ

神田川や妙正寺川などの貴重な水辺とみどりを、区民が水辺に親しめる環境として活用していきます。

② みどりに親しめる環境づくりの推進

ビオトープの整備による生き物の生息・生育できる環境づくり

チョウ、トンボ等の身近な昆虫や野鳥を呼び入れる生き物の生息できる環境として、おとめ山公園周辺、新宿中央公園周辺、戸山公園周辺を主要な拠点としたビオトープの整備を推進します。

また、区立の小学校を中心にビオトープづくりを支援し、環境教育の場として活用します。

平成15（2003）年に整備した新宿中央公園内のビオトープでは、区民の方々による管理運営がなされ、開園以降、昆虫類88種、草木類109種が確認されています。



みなみもと町公園のビオトープ

緑化活動の支援

寄せ植えづくり体験などを行う「みどりの講座」や、ベランダでのガーデニングや家庭菜園のやり方を紹介する「屋上緑化講座」を実施し、区民の緑化活動を支援します。



屋上緑化講座

自然体験の実施

おとめ山公園や新宿中央公園、新宿の森（伊那市、沼田市、あきる野市）などを「区民の森」と位置付けて、散策や運動、遊び、自然の体験など、総合的に活用していきます。

また、区民に身近な自然であるおとめ山公園、新宿中央公園では、自然体験イベントや自然観察会等を実施します。



自然観察会（おとめ山公園）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章 基本目標と達成に向けた取組

第6章

生物モニタリング調査の実施

区内の生物多様性の現状を把握するため、区民等による生物モニタリング調査を実施し、調査結果はホームページや SNS を活用して情報発信を行うことで、身近な生活における生物多様性の理解を推進します。

令和 3（2021）年度の調査では、区内で見られる鳥類・爬虫類・両生類・昆虫類などの生き物のうち、減っている種・分布が広がっている種・外からやってきた種・身近にみられる種となる指標種 10 種と指標種以外の 27 種の鳥類が確認されました。

サポーター活動への支援

公園利用の活性化や快適な施設環境を実現するため、区民や事業者による公園サポーターの活動を支援します。

令和 4（2022）年 3 月末現在、1,100 人の区民の方々が公園の清掃等に携わっています。

また、道のサポーターとなった区民や事業者の清掃活動、植樹帯の花壇管理、街路樹管理の取組を支援します。



公園サポーターによる花壇の管理

区民が身近な水辺やみどりの大切さや、生物多様性の恵みについて理解を深められるよう啓発に取り組むとともに、区民・事業者との連携・協力により、みどりに親しめる環境づくりを推進します。

豊かなみどりの保全と創出

個別目標 2-1 まちなかのみどりの保全と創出

個別目標 2-2 水やみどりに親しめる環境づくり

指標

	指標	現状値	目標値
①	公園面積の目標	117.41ha (令和 4 年度)	119.28ha (平成 29 年度の 117.28ha から新たに 2ha の公園面積を確保) (令和 9 年度)
②	緑被率	17.98% (令和 2 年度)	18.48% (平成 27 年度の 17.48% から 1% アップ) (令和 9 年度)
③	緑視率 (人の目に見える みどりの割合)	18.2% (平成 28 年度)	20% (令和 9 年度)
④	神田川親水テラスの 年間利用者数 (一般開放時)	2,238 人/年 (令和 4 年度)	9,000 人 (令和 5~9 年度の計)

区民・事業者の取組

区民の取組

- 保護樹木、保護樹林等の支援制度を活用する。
- 庭やベランダ等、身近な場所に、生き物の生息環境を創出する。
- 緑化助成制度を活用し、みどりを創出する。
- 地域の公園計画づくりに参加・協力する。
- みどりと水辺の保全と創出のための地域活動や環境学習に参加する。
- 生物モニタリング調査に参加し、身近な生き物について区に情報提供を行う。
- 公園や道のサポーターとして、清掃活動等に参加する。

事業者の取組

- 保護樹木、保護樹林等の支援制度を活用する。
- 事業所の敷地や屋上等で、生き物の生息環境の創出に努める。
- 屋上等緑化助成制度を活用して、屋上緑化や壁面緑化を推進する。
- 緑化計画書といった法令に基づいた緑化に限らず、事業所敷地・建物の緑化を推進する。

基本目標3

資源循環型社会の構築

資源循環型社会の構築

個別目標3-1

ごみの減量とリサイクルの推進

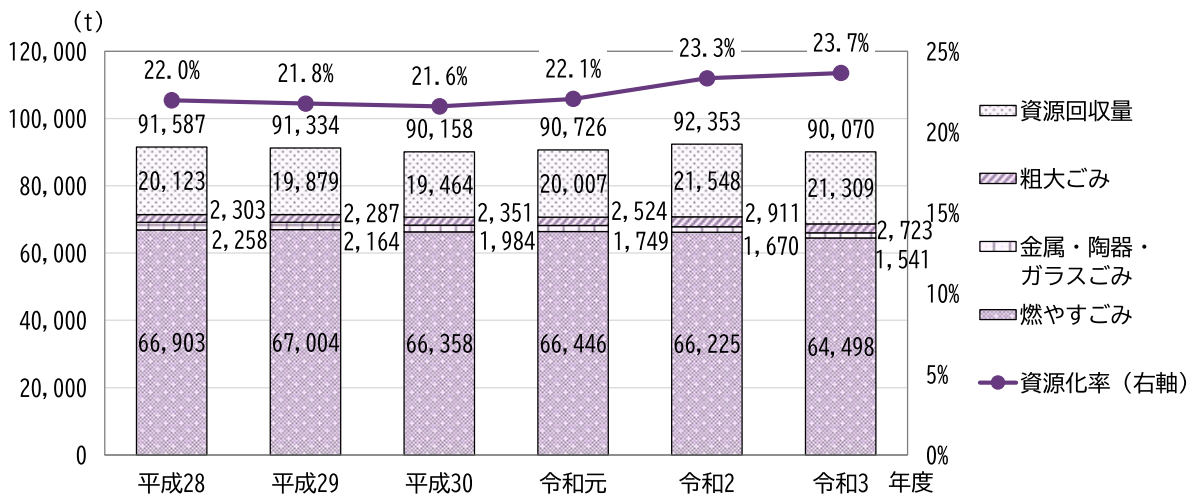
区民・事業者との協働により、食品ロス削減やプラスチックごみの削減・資源化をはじめとする3Rを一層推進することで、資源循環型社会の構築を目指します。

現状と課題

- ① 区収集ごみ量は減少傾向、資源回収量は横ばいであり、資源化率は増加
燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみは減少傾向、粗大ごみは近年増加傾向であり、
区収集ごみ量全体としては減少傾向となっています。

また、資源回収量は横ばいであり、近年、資源化率は増加しています。

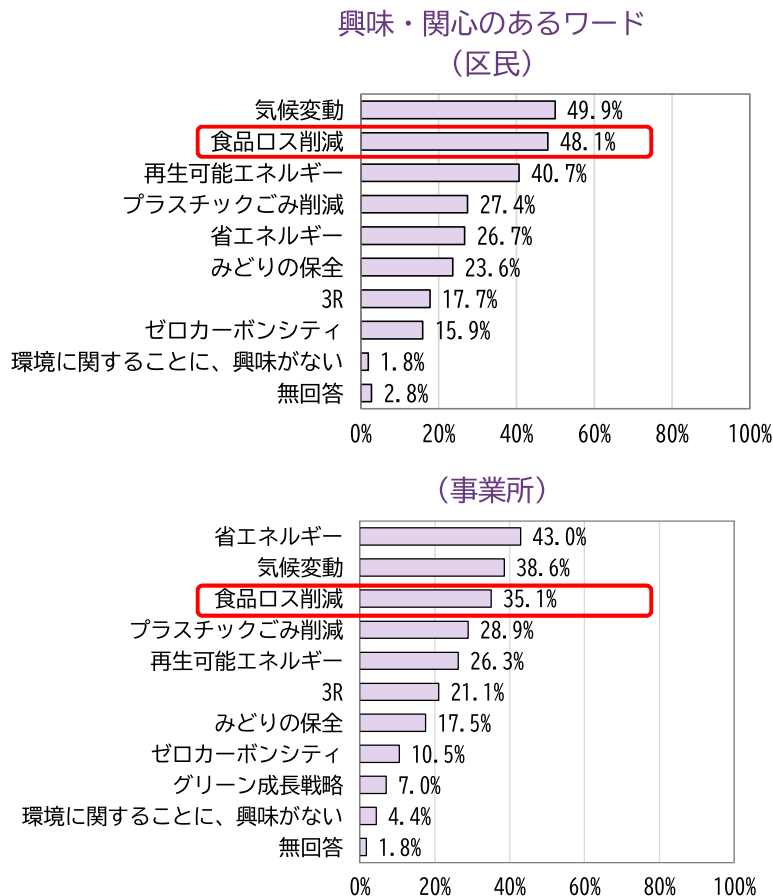
区収集ごみ量・資源回収量及び資源化率の推移



◆ リデュース・リユースの推進により、区民に対してごみをできるだけ出さないライフスタイルへの転換を促していくとともに、それでも発生するごみについては、分別の徹底によりリサイクルにつなげていける状況を創出することが必要です。

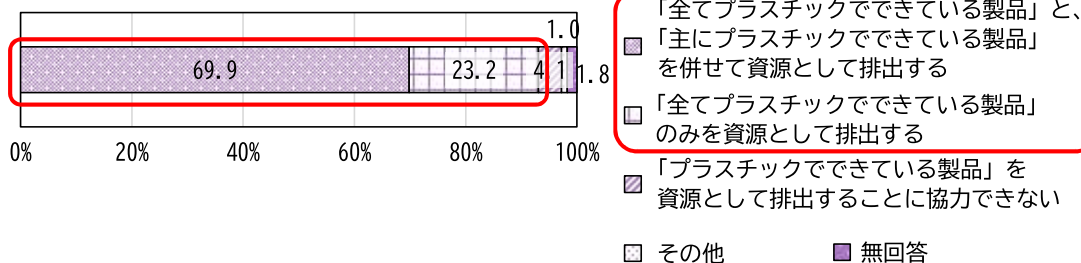
② 食品ロスへの関心や、プラスチック製品の分別排出に協力できる割合が高い

区民・事業所向けアンケート調査では、「食品ロス」に興味・関心があると回答した区民の割合が2番目に高く、事業所の割合についても3番目に高い結果となり、食品ロスに関する区民・事業者の関心が高くなっています。



また、アンケート調査の結果、区民の約9割以上がプラスチック製品を資源として排出できると回答しており、プラスチック製品の資源化に協力的な区民の割合が高くなっています。

プラスチック製品の排出方法で実践できること



- ◆ フードドライブ・新宿区食品ロス削減協力店登録制度の拡充、実践的な取組の普及啓発などにより、区民・事業者の取組を促進していく必要があります。
- ◆ 資源循環型社会の構築に向けて、プラスチック製品の資源化等により、資源化が可能な品目を拡大していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組

① ごみ発生抑制の推進

フードドライブの拡大

現在区内のリサイクル活動センター2所及びMUJI新宿においてフードドライブを実施しています。

今後は賛同する事業者等との連携により、フードドライブの常設窓口を増設し、認知度と利便性の向上を図るとともに、回収した未利用食品の新たな提供先の確保に取り組みます。

また、フードドライブの取組を区内全体に広げていくため、自主的にフードドライブを行う地域団体や事業者への支援について検討します。



フードドライブで集まった食品

新宿区食品ロス削減協力店登録制度の拡充

食品ロス削減協力店について、店舗の取組を周知するガイドブックの作成・配布等により、さらなる認知度向上を図ります。

また、協力店を利用する区民に対するインセンティブの導入（新宿エコ自慢ポイントの付与対象となる項目の追加など）について検討します。



食品ロス削減協力店ステッカー

様々な情報媒体による普及啓発

広報新宿、SNS（LINE、Twitter等）、区内大型ビジョン、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、ガイドブックや動画など様々な情報媒体を用いることで、買い物時・調理時・外食時などの各場面における、すぐに実践できる食品ロス削減の手法を区民に広く発信します。



大型ビジョンでの啓発
(アルタビジョン)

発信内容（例）

- ▼ 買い物時…食材の保存方法、冷蔵庫整理の方法
- ▼ 調理時…食品ロス削減レシピ
- ▼ 外食時…食品ロス削減協力店の利用
- ▼ その他…食品ロスを防止する備蓄方法
(ローリングストック法)
フードシェアリングサービスの活用

食品ロス削減に向けた区の率先した取組

職員に向けた食品ロス削減の普及啓発、学校給食の食品リサイクルの実施、防災備蓄食品のフードバンク等への提供など、一事業所として率先的に食品ロス削減に取り組みます。

プラスチックごみ等の発生抑制

新宿区 3R 推進協議会等と連携し、事業者に対し、使い捨てプラスチックをできるだけ使わない事業活動への転換や使用の合理化を働きかけるとともに、区民には、事業者の取組への理解・協力を促します。

また、使い捨てプラスチック削減に関する優良事例を紹介します。

「新宿エコ自慢ポイント」の拡充

食品ロスやプラスチックごみの削減など、様々な「エコな行動」に対してインセンティブを与えるため、ポイント付与の対象となる活動の追加・見直しを行います。

また、アプリの導入など、より多くの区民の利用を促進するための手法について検討します。



エコ自慢ポイント登録カード

不用品再使用（リユース）の促進

指定管理者が行うリサイクル活動センターの事業の中で、家庭の不用品を持ち寄る委託販売の店「もいちど倶楽部」の運営や大型家具等の再生販売・日用品修理再生事業などを行うとともに、3R に取り組む区民活動の支援を行っていきます。

さらに、不用品の譲渡に関する情報サイトを運営する民間事業者と連携し、一層のリユース促進に向けた取組を推進します。



もいちど倶楽部

様々な関係団体との連携

新宿区 3R 推進協議会や区内の大学・専門学校など様々な主体と連携し、効果的な啓発内容について検討・実施します。

「もったいない」の意識のもと、区民・事業者・区が連携・協力し、それぞれの役割を果たすことで、食品ロスの削減を推進します。

プラスチックごみをはじめとするごみの発生抑制（リデュース）を優先的に推進することで、資源循環型社会を構築します。

② 資源回収の推進

プラスチック使用製品廃棄物等の資源化の拡大

現在、燃やすごみとして排出され、清掃工場で焼却しているプラスチック製品について、既に資源化している容器包装プラスチックと併せて、令和6（2024）年度までに分別回収・資源化を開始します。

今後、より多くのプラスチック使用製品廃棄物の資源化を図ります。

地域主体の資源集団回収の促進

引き続き、実践団体への報奨金・支援物品の支給を行うとともに、広報や懇談会などにより、資源集団回収の活動内容の周知や町会・自治会・マンション管理組合等への新規登録を働きかけていきます。

区による資源回収の拡充や地域主体の資源回収の促進により、発生したごみをリサイクルできる体制を構築します。

◆◆ コラム ◆◆ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

こうした背景から、国は、プラスチック使用製品の設計・製造から、販売・提供、排出・回収・リサイクルするまでの各段階において必要な措置を定めた、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を制定しました。

プラスチックの資源循環に向けては、全ての事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」や「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化」、「排出事業者による排出の抑制・再資源化等」、「市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」に取り組むことが重要です。



(出典) プラスチック資源循環（環境省）

日常生活におけるごみの適正な分別と排出を徹底するとともに、事業系ごみの資源化の推進や、不法投棄への対策など、適正なごみ処理を推進します。

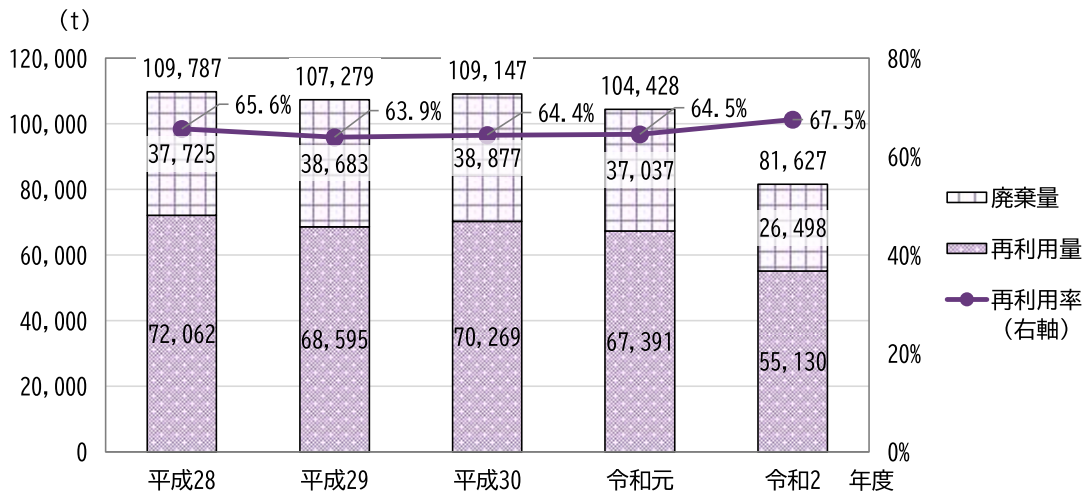
現状と課題

① 事業用大規模建築物から排出される令和2（2020）年度の廃棄量、再利用率は減少区は、延床面積1,000㎡以上の事業用大規模建築物に対し、再利用計画書の提出を義務付け、定期的な立入検査を実施するなど、事業系ごみの減量・資源化を推進してきました。

事業用大規模建築物における廃棄量・再利用率については、令和元（2019）年度までおおむね横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等から、令和2（2020）年度はともに減少しています。

一方、令和3（2021）年度に実施した「資源・ごみ排出実態調査」の結果では、区から発生するごみの6割以上が事業系ごみとなっており、事業系ごみの減量・資源化をより一層推進していくことが重要です。

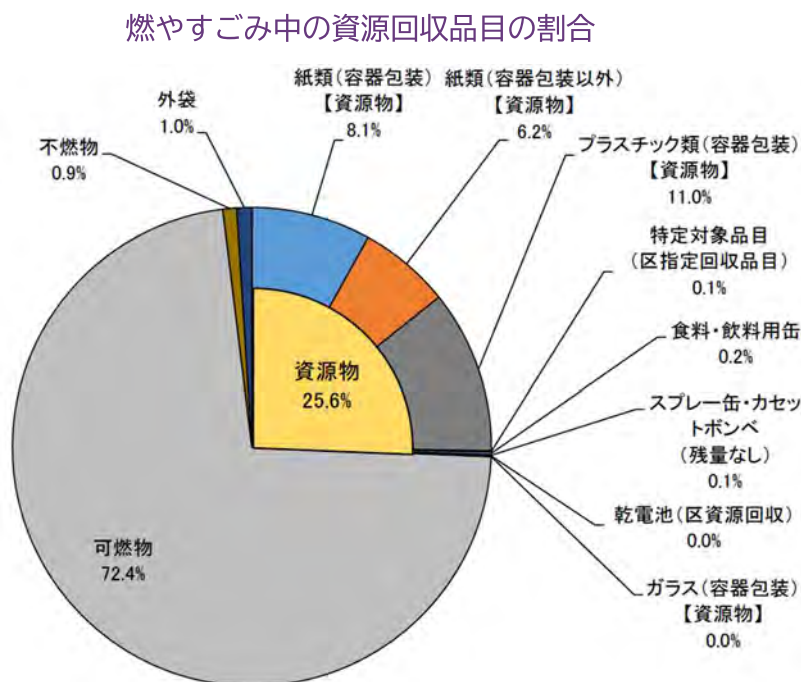
事業用大規模建築物から排出される廃棄量・再利用率・再利用率の推移



◆ 排出者責任に基づき、事業者が自主的にごみの減量・資源化に取り組む状況を創出する必要があります。

② ごみの適正な分別、社会情勢の変化に対応したごみの処理

令和3（2021）年度に実施した「資源・ごみ排出実態調査」の結果では、区が収集する燃やすごみの中に紙類が14.3%、容器包装プラスチックが11.0%含まれており、分別について浸透していない状況です。



(出典) 令和3年度版 資源・ごみ排出実態調査報告書 概要版(新宿区)

首都直下型地震、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、高齢化など変化する社会情勢においても、安定的にごみを処理する体制の構築も重要な課題です。

災害により発生した廃棄物の例



(出典) 災害廃棄物対策フォトチャンネル(環境省)

- ◆ ごみの減量・資源化の推進に向けて、分別ルールの一層の周知啓発や区民が分別しやすい仕組づくりが必要です。
- ◆ いかなる状況下でも、区民生活を支える清掃事業を運営し、区民が清潔で快適に暮らせる生活環境を保全していくことが必要です。

個別目標の達成に向けた取組

① 事業系ごみの適正処理の推進

事業用大規模建築物への指導

延床面積 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対し、再利用計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を促していくとともに、提出された計画書に基づき立入検査を行い、適正分別の徹底及び再利用率の向上を図るため指導していきます。

また、都の「3R アドバイザー」事業と連携するなど、より実効性のある排出指導について検討します。



立入検査の様子

少量排出事業者への指導

区の収集を利用する少量排出事業者へごみ減量と資源化を指導していきます。また繁華街地域では、事業系ごみや資源の保管に必要な保管庫等の設置に加え、路上へのごみ等の排出規制など適正な資源・ごみの排出を地域主体で誘導します。

事業用大規模建築物への立入検査を通じて、事業系ごみの減量と資源化を促進するとともに、小規模事業者には適正な資源・ごみの排出について指導します。

◆◆ コラム ◆◆ 最終処分場問題

排出されたごみは、中間処理施設に運搬し、焼却・粉碎され、最終的に埋立処分されます。中央防波堤外側埋立処分場は、23区から発生したごみなどを埋め立てる唯一の埋立処分場であり、中央防波堤外側埋立処分場の後、東京港内に新たな埋立処分場を確保することは困難です。

そのため、現在の処分場をできるだけ長期間使用しなければなりません。分別やリサイクルの促進等により埋立処分量は年々減少しており、平成30(2018)年2月時点では、処分場の残余年数は試算で50年以上となっています。

今後も、一層の3Rを心がけた生活及び事業活動を行う必要があります。

埋立作業・覆土作業の様子



(出典) 東京都廃棄物埋立処分場パンフレット

② ごみの適正排出の推進

資源としての「古紙」回収の促進

燃やすごみに含まれる資源のうち、最も高い割合を占める古紙について、区民が分別排出しやすくなる環境整備について検討します。

ごみの適正な分別と排出の徹底

区の関係組織や国際交流組織、不動産業者など多様な主体と連携し、広報新宿、リサイクル広報紙「すてないで」、資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」など、様々な媒体を活用することで、資源・ごみの分別方法を周知します。

また、ふれあい指導の体制を見直し、分別排出の指導を一層強化していきます。



資源・ごみ分別アプリ
「さんあ〜る」

不法投棄への対応

資源・ごみ集積所に出された分別が不適切なごみや不法投棄に対しては、地域住民の協力を得ながら、警告シールの貼付、警告看板の掲示、不法投棄対策用カメラの活用、夜間パトロールの実施など、きめ細かな排出指導を行います。



夜間パトロールの様子

災害廃棄物の迅速な処理

令和2(2020)年3月に策定した「新宿区災害廃棄物処理計画」に基づき、災害により生じる廃棄物を迅速に処理します。

また発災時に混乱が生じないように、災害廃棄物の排出方法について平時から区民に広く周知します。



新宿区災害廃棄物処理計画(概要版)

ごみの分別の徹底、不法投棄対策、災害廃棄物処理などを通じて、区民が清潔で快適に暮らせる社会を実現します。

資源循環型社会の構築

個別目標3-1 ごみの減量とリサイクルの推進

個別目標3-2 適正なごみ処理の推進

指標

	指標	現状値	目標値
①	区民一人1日あたりの 区収集ごみ量	552g/人日 (令和3年度)	444g/人日 (令和9年度)
②	ごみ総排出量 (区収集ごみ量+持込ごみ量)	125,846t/年 (令和3年度)	114,207t/年 (令和9年度)
③	家庭系食品ロス量	4,390t/年 (令和3年度)	3,860t/年 (令和9年度)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章
基本目標と達成に向けた取組

第6章

区民・事業者の取組

区民の取組

- 食品ロス削減協力店の利用やフードシェアリングサービスの活用、未利用食品のフードドライブへの提供など、食品ロス削減のためにできることを考え実践する。
- 不要なレジ袋や使い捨てスプーン・フォーク等を断る、マイボトルを利用するなどプラスチックごみの削減に努める。
- リサイクル活動センター等での環境学習や取組に参加する。
- 資源・ごみを出す際には、分別ルールを守り、地域ごとに定められた収集日に適切な場所に排出する。
- 不法投棄による住環境の悪化を防ぐため、区と連携して不法投棄を許さない地域づくりに努める。

事業者の取組

- 食品ロス削減協力店への登録やフードシェアリングサービスの活用、防災備蓄食品のフードバンク等への提供など、食品ロス削減や食品廃棄物のリサイクルに向けた行動を実践する。
- 使い捨てプラスチックの使用の合理化の取組（有償提供、ポイント還元など）を実施する。
- 事業用大規模建築物については、「再利用計画書」を作成・提出するとともに、区の立入検査に基づき、事業系ごみの減量・資源化を行う。
- 排出者責任に基づき、事業系ごみを適正に分別排出するとともに、不法投棄防止のために、最終処分までの処理過程の把握に努める。

基本目標4

良好な生活環境づくりの推進

良好な生活環境づくりの推進

個別目標4-1

きれいなまちづくりの推進

まちの環境美化や良好な生活環境づくり等を進め、人と自然が調和したまちの快適性を確保します。

現状と課題

① 受動喫煙に対する意識の高まり

路上喫煙は、すれ違う人にたばこの火による火傷を負わせたり、他人のたばこの煙を吸わせる受動喫煙被害を与えたりする恐れがあります。区内の路上喫煙の実態は、駅周辺・主要道路から裏通り・生活道路へと移行しており、対策が必要な範囲は拡大しています。



西武新宿駅前公衆喫煙所

令和2（2020）年4月に全面施行された改正健康増進法の影響等により、受動喫煙に対する意識が高まるとともに、公衆喫煙所の利用者も大幅に増加しています。

- ◆ 受動喫煙に対する意識の高まりに対応し、これまで以上に路上喫煙対策の徹底が必要です。
- ◆ 公衆喫煙所周辺の喫煙マナーの向上や、公衆喫煙所の増設が必要です。

② 地域の環境美化活動の広がり

きれいなまちづくりの推進のため、町会・商店会・事業所・関係行政機関と連携して、美化清掃活動やポイ捨て防止キャンペーン等を実施しています。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底して再開した令和4（2022）年度は、春のごみゼロデーは参加人数制限を設けたにもかかわらず、2,800人を超える参加があるなどコロナ禍にあっても地域の関心が高い状況です。

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の状況に留意しながら、環境美化活動を継続して進めていく必要があります。

③ 誰もが快適に住み続けられるまちづくり

空家等対策

所有者、管理者等が適切な管理を怠っている建物等は、防火・防犯上問題がある空家や、いわゆるごみ屋敷となってしまう例があり、周辺環境への悪影響や防災上の危険性が生じる可能性もあります。

- ◆ 良好な生活環境を確保するために、継続して空家等の対策を行う必要があります。

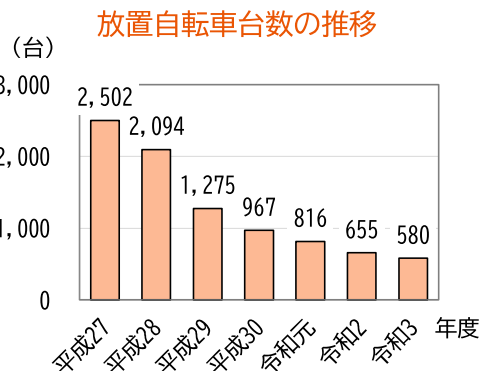
自転車シェアリング

公共交通の機能補完や地域の活性化、観光振興やまちの回遊性の向上等を目的に自転車シェアリングを平成28(2016)年から導入しています。新宿区内だけでなく、行政区域を越えた相互利用を行っており、その範囲は新宿区を含め14区に拡大しています。

- ◆ 引き続き自転車シェアリングの利便性の向上に努め、自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換、定着を図っていく必要があります。

放置自転車対策

自転車は駅前での放置等による道路環境への悪影響も引き起こしています。地域ぐるみの取組を進めた結果、区内の放置自転車台数は着実に減少傾向となっています。



- ◆ 放置自転車をさらに減らしていくために、地域社会全体の問題として区民等と協働して啓発活動を展開し、自転車を放置させない環境づくりの継続が必要です。

ユニバーサルデザインまちづくり

安全・快適なまちをつくるためには、環境と景観やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが不可欠です。地域の特性や歴史性・文化性等に十分留意し、ユニバーサルデザインの視点に立った魅力ある街並みを創出するとともに、都市の環境負荷や地域の環境特性等にも十分配慮し、開発と環境・景観のバランスの取れた誰もが安全で快適に過ごせるまちづくりが求められています。

- ◆ 区、区民、施設所有者等が一体となってユニバーサルデザインまちづくりを推進していくことが必要です。

個別目標の達成に向けた取組

① まちの環境美化の推進

路上喫煙対策の推進

たばこを吸う人も吸わない人も心地よく過ごせる環境づくりのために、苦情の多い生活道路における喫煙への対応や、夜間の時間帯を含めた路上喫煙禁止パトロールを効果的に実施していきます。



路上喫煙禁止パトロール

また、来街者の増加が今後も予想されることから、多言語でわかりやすいデザインによる啓発物及び町会・商店会・各民間事業者等との連携による周知啓発を行い、まちの環境美化意識を地域に根付かせていきます。

さらに、地域貢献型の無料電柱広告に加え、有料電柱広告の設置を進めることで、生活道路における路上喫煙禁止の周知啓発を積極的に行っていきます。

公衆喫煙所については、国や都へ道路法等の改正などを継続して働きかけるほか、大規模再開発等の機会をとらえて、設置が可能となったところから整備していきます。



電柱広告による啓発

受動喫煙防止対策助成事業の実施

望まない受動喫煙を生じさせない社会環境の整備推進の一環として、区内で「誰もが利用できる喫煙所（公衆喫煙所）」を整備する場合や、中小事業者等が屋内に「喫煙専用室等」を整備する場合に設置等費用を助成します。

まち美化活動の推進

町会・商店会・事業所・関係行政機関と連携して「ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」を実施し、美化・清掃活動や「ポイ捨て防止・路上喫煙禁止」の啓発を行い、まち美化への協力を呼びかけます。

新宿駅及び高田馬場駅周辺の美化推進重点地区と、ポイ捨てごみの散乱が著しい歌舞伎町周辺地区においては、委託による道路清掃を実施し、道路や広場、植込みを日常的に清掃することにより、きれいなまちづくりを目指します。

さらに、毎年5月30日（ごみゼロデー）を中心とした「区内一斉道路美化清掃」と特別出張所管内ごとの「秋の地域ごみゼロ運動」、及び年末の早朝に「新宿年末グリーン大作戦」を実施します。

来街者による混雑により通行阻害などが課題となっている大久保地域においては、環境・混雑対策を行い、安全かつ快適な歩行環境を確保します。



ごみゼロデーの様子

区民・事業者等と連携・協力し、路上喫煙対策や地域の美化活動に取り組むことで、まちの環境美化を推進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章 基本目標と達成に向けた取組

第6章

② 良好な生活環境の確保

空家等対策の実施

管理不全な状態の空家やごみ屋敷等の解消及び空家等の適正管理の促進・発生の抑制を基本方針として、所有者等へ助言や指導を行い、樹木繁茂、建物の管理不全やごみの不法投棄、火災等の発生を防止するとともに、良好な生活環境の確保を図ります。

また、専門家の相談員による空家等無料相談会を実施し、空家等の発生の抑制や適正な管理を促進します。

自転車シェアリングの推進

自転車シェアリングの普及を進めることで、自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換、定着を図り、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

また、広域連携する各区や事業者と協力し、サイクルポートを増設することで、区民や来街者の利用機会を増やし、利便性の向上を図っていきます。



サイクルポート（淀橋けやきばし公園）

放置自転車対策の推進

自転車の利用環境の整備やマナーの向上等を図り、自転車等の適正利用を推進します。

また、放置自転車の撤去、保管場所の運営等の業務を一本化した総合自転車対策業務委託により、効果的・効率的な啓発・撤去活動に取り組むことによって、放置自転車台数の低減を図り、良好な生活環境の確保に努めます。



放置自転車の撤去作業

ユニバーサルデザインまちづくりの推進

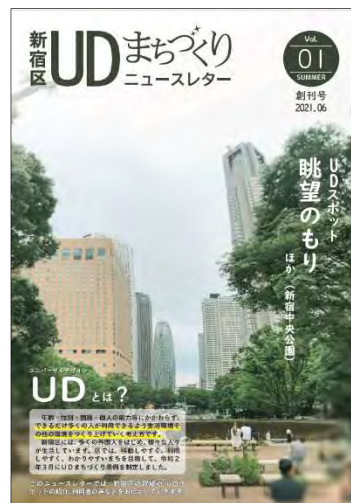
「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」に基づき、建築物等の新設や改修の際に事前協議を実施し、施設所有者等にきめ細かく指導や助言を行うことで、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を取り入れた施設整備を誘導します。

また、「新宿区ユニバーサルデザインまちづくりガイドブック」やニュースレター、啓発動画等を活用し、ユニバーサルデザインまちづくりの理念の普及・啓発を行います。

新宿区ユニバーサルデザイン
まちづくりガイドブック



新宿区 UD まちづくり
ニュースレター



放置自転車・空家等への対策や、ユニバーサルデザインまちづくりを通じて、
区民が安全安心に暮らしていける良好な生活環境を確保していきます。

◆◆ コラム ◆◆ ユニバーサルデザインまちづくり

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力などにかかわらず、誰もが利用できるように生活環境その他の環境をより良くすることです。

区は、令和2(2020)年3月に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」を制定しました。区民や施設所有者と連携して、新宿のまちが誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちとなるよう取り組んでいます。

ユニバーサルデザインまちづくりの事例



ゆったりとした歩行空間 わかりやすい案内表示

(出典) ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン
(新宿区)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

基本目標と達成に向けた取組

第6章

大気汚染や水質汚濁等の広域的な公害の改善を図るとともに、騒音や臭気問題等の都市型公害に対して適切な対策を講じるよう指導します。

また、適正管理化学物質やアスベスト（石綿）に関しては、適切な情報提供や事業者への助言、指導を行います。

現状と課題

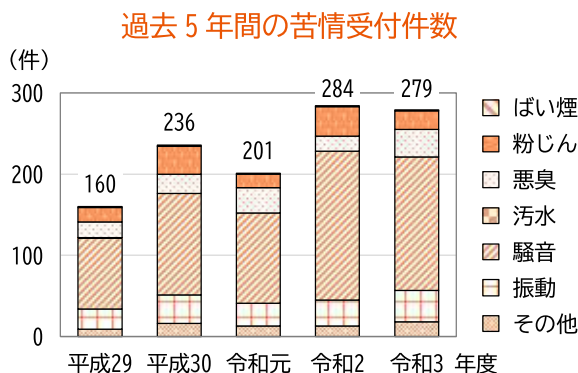
① 大気汚染防止法の改正によるアスベスト規制の強化

大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和 3（2021）年 4 月から順次施行され、建築物の解体工事等におけるアスベストの飛散を防止するため、全てのアスベスト含有建材への規制対象の拡大、事前調査結果報告の義務付けなど、アスベスト対策が一層強化されました。

◆ アスベスト含有建材が使用されている建物の解体は今後も続くことから、新しい規制に応じた対策が徹底されるよう、規制・指導を行っていく必要があります。

② 騒音に関する苦情が約 6 割

公害に関する苦情は、ここ数年は年間 250 件前後寄せられています。最も多い苦情原因は騒音で、約 6 割を占めています。騒音に関する苦情は令和 2（2020）年度に大幅な増加が見られており、コロナ禍による在宅時間の増加等が要因として考えられます。



◆ 都市型公害については、良好な生活環境を確保するために、生活様式の変化にも留意したきめ細かな対応が求められています。

③ 環境基準の達成状況

環境基本法で定める環境基準について、概ね環境基準を達成していますが、大気中のオキシダント濃度、河川水質の一部及び自動車騒音の一部で依然として環境基準が未達成の項目があります。

◆ 引き続き、大気質や水質等の環境測定と監視の徹底が必要です。

個別目標の達成に向けた取組

① 公害の監視・規制指導の推進

アスベスト飛散防止の徹底

大気汚染防止法の改正により、令和4（2022）年度から解体工事業者等に「事前調査結果」を区に報告することが義務付けられています。報告をもとに、立入検査、アスベスト飛散防止対策状況の検査や工事業者への助言・指導等を適切に行います。

また、民間建築物の所有者等に対し、吹付けアスベスト除去等工事の啓発・安全化指導を行うとともに、含有調査及び除去等工事助成や調査員の派遣を行い、アスベストの飛散防止を引き続き徹底していきます。

騒音・振動・悪臭等への対策

法令に基づき、工場・指定作業場・特定施設・特定建設作業等の各種報告、届出の審査・受理を行うとともに、必要な場合は測定調査を実施し状況を監視するなど、区内の工場・事業所等の実態を把握し、的確な規制・指導を行います。

また、良好な環境維持のため、建築現場、商店街等における騒音・振動や飲食店等からの悪臭に対する監視体制を強化し、規制・指導を行うとともに、土壌汚染、地下水汚染対策やビル地下排水槽に起因する臭気対策を推進します。

さらに、区民から騒音・振動・悪臭等に関する苦情相談があった場合は、現場調査により状況等を確認し、必要に応じて公害発生源に対する指導を行うなど、問題の解決に努めます。

有害化学物質への対策

事業所におけるトルエン、キシレンなどの化学物質の排出状況を把握し、適正な管理を指導します。

また、適正管理化学物質の使用量等報告書を提出している事業者へ情報提供と意識啓発を行います。

アスベストや適正管理化学物質に関しては、法令に基づき事業者への助言・指導を適切に行っていきます。また、騒音・振動・悪臭等についても的確な規制・指導を行うとともに、苦情相談にきめ細かに対応し、問題の解決を図っていきます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章
基本目標と達成に向けた取組

第6章

② 環境監視の徹底

測定調査の実施

区内の大気汚染状況等を監視するために、環境基準の設定された大気汚染物質を中心とした測定調査をはじめ、自動車騒音・道路交通振動測定調査（要請限度・面的評価）、神田川・妙正寺川の河川水質調査、酸性雨調査についても継続して実施します。

また、「新宿区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例」に基づき、ダイオキシン類の濃度を調査するとともに、空間放射線量の測定を定期的を実施するなど、監視体制を維持していきます。



水質調査（神田川）

光化学スモッグ情報の提供

東京都が発令する光化学スモッグ情報に基づき、区有施設や区民への情報提供を迅速に行います。

大気汚染や水質汚濁等の広域的な公害の改善に向けて、適切な環境監視体制を維持していきます。

良好な生活環境づくりの推進

個別目標4-1 きれいなまちづくりの推進

個別目標4-2 都市型公害対策の推進

指標

	指標	現状値	目標値
①	駅周辺・生活道路での路上喫煙率	0.07%(駅周辺) 0.37%(生活道路) (令和3年度)	0.1%未満(駅周辺) 0.5%未満(生活道路) (令和9年度)
②	自転車シェアリングの利用実績(広域連携区における1台あたりの稼働率)	3.6回転/日 (令和3年度)	4回転/日 (令和9年度)
③	環境基準の達成度	大気中のオキシダント濃度、河川水質の一部及び自動車騒音の一部を除き、環境基準達成 (令和3年度)	100%達成 (令和9年度)
④	苦情処理の対応満足度	87% (令和3年度)	満足度向上 (令和9年度)

区民・事業者の取組

区民の取組

- 日頃から、自宅の前等の道路は自ら清掃するとともに、区や地域組織が実施するまち美化活動や清掃活動、路上喫煙禁止の周知・啓発活動に積極的に参加するよう努める。
- 建物等を適正に管理し、管理不全な状態の空家等の発生を抑制する。
- 自転車シェアリングを有効活用し、放置自転車の削減に努める。また、自転車利用のルール、マナーを守り、積極的に活用するよう努める。
- ユニバーサルデザインまちづくりについて理解を深める。
- 放射性物質やアスベスト等についての正確な知識や情報の収集に努める。
- 日常生活で発生する音や臭い等は近隣へ配慮するなど、協調に努める。
- 光化学スモッグの発生に注意するよう努める。

事業者の取組

- 事業所周辺の美化活動を定期的に行うよう努めるとともに、まち美化への取組や清掃活動、路上喫煙禁止の周知啓発に積極的に協力する。
- 従業員がごみのポイ捨てや路上喫煙をしないよう、周知・徹底を図る。
- 駐輪スペースを確保するなど、自転車利用に配慮した施設の整備に努める。
- 新築や改修しようとする都市施設について、ユニバーサルデザインまちづくりに努め、特定都市施設については整備基準を遵守する。
- アスベストの除去等飛散防止対策等を徹底する。
- 建築工事や事業活動に伴う騒音や悪臭については、地域との協調に努め、問題の解決を図る。
- 関係法令に基づき適正管理化学物質について管理の適正化、事故の防止等の確保を図る。
- 光化学スモッグの発生に注意し、従業員や顧客への周知徹底を図る。
- 光化学スモッグ等の原因物質のひとつになるVOCの含有量の少ない低VOC塗料や低公害の建材を使用するなど、大気汚染防止を図る。

基本目標5

環境学習・環境教育の推進

環境学習・環境教育の推進

個別目標5-1 多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進

区民・事業者をはじめ、地域団体、学校、NPOなど、「オール新宿」で連携・協力しながら、効果的に環境活動及び環境学習を推進します。

現状と課題

① 多様な主体が協力して環境活動・環境学習を展開

区が平成16（2004）年に開設した「環境学習情報センター」は、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、区民の環境活動への参加促進や環境配慮の意識の醸成・普及啓発を図るなど、環境学習及び環境教育を推進する拠点として、情報の発信や活動の場を提供しています。環境学習情報センターで実施しているイベントや講座には、区内外から多くの企業・NPO・大学等が参加しており、区民が様々な環境活動を体験する機会であるとともに、多様な主体の実践発表や情報交換の場ともなっています。

また、区が平成5（1993）年に開設した「新宿リサイクル活動センター」及び平成22（2010）年に開設した「西早稲田リサイクル活動センター」では、リサイクルショップ「もいちど倶楽部」事業や家具のリユース事業の運営に加え、食品ロス削減に向けてフードドライブの受入窓口となるなど、3Rの活動を推進しています。

さらに、区外には、区が長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市からそれぞれ借り受けて整備している「新宿の森」があり、各自治体の協力を得て自然体験ツアーや小学校の移動教室などに活用しています。



環境学習情報センター



新宿リサイクル活動センター



新宿の森・伊那

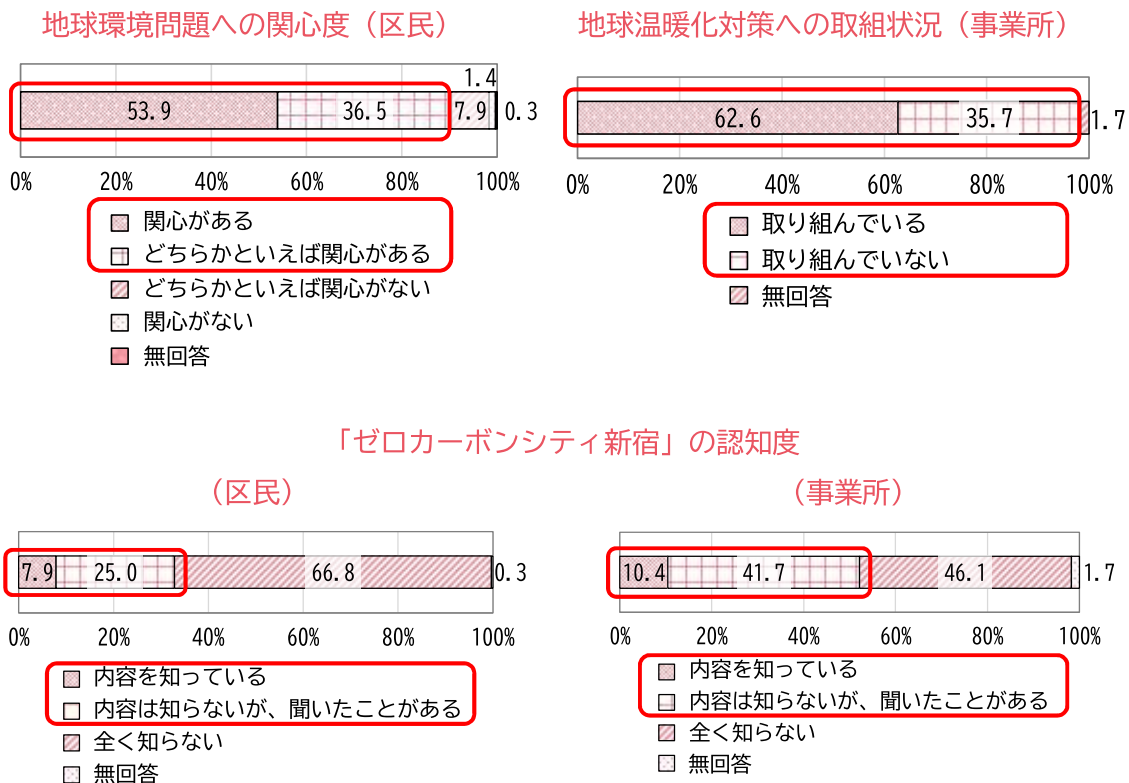
- ◆ 区内外の多様な主体と連携し、区民や事業者等が環境活動や環境学習に積極的に取り組める機会を設けていくことが重要です。

② 地球環境問題への関心は高いが、「ゼロカーボンシティ新宿」の認知度は低い

区民向けアンケート調査では、区民の9割以上が地球環境問題に「関心がある」又は「どちらかといえば関心がある」と回答しています。

また、事業所向けアンケート調査では、事業所の約6割が地球温暖化対策に「取り組んでいる」と回答しています。

一方で、令和3(2021)年6月の「ゼロカーボンシティ新宿」の表明については、「内容を知っている」又は「聞いたことがある」と回答した区民は約3割、事業所は約5割にとどまっています。



- ◆ 環境学習の充実を通じて、「ゼロカーボンシティ新宿」の認知度向上を図り、区民・事業者の行動変容に繋げる必要があります。
- ◆ 環境学習の実施にあたっては、区民等の興味関心の高いテーマに加え、「ゼロカーボンシティ」のような時代に即したテーマを設定するとともに、オンライン動画の配信といったコロナ禍の経験を活かした手法の工夫も必要です。

個別目標の達成に向けた取組

① 多様な主体による環境活動の推進

新宿エコライフまつりの実施

くらしを見直し、エコライフを実現するための一歩を踏み出せるようなイベントとして、新宿エコライフまつりをエコギャラリー新宿で実施します。体験型のワークショップや展示を実施するとともに、区内外の団体、事業者等に出展を呼びかけ、実践発表の場、情報交換の場としても活用していきます。



エコライフまつりの様子

また、コロナ禍の経験を活かし、オンラインで会場の展示物を見られるようエコギャラリー新宿のホームページに掲載するほか、動画のコンテンツなども充実していきます。

新宿エコワン・グランプリによる優良事例の表彰

個人・グループ・事業者が区内で行っている「地球温暖化防止」「省資源」などの環境活動を募集し、その優れた取組を表彰します。

「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けては、区のCO₂排出量の約6割を占める業務部門の取組が特に重要なことから、先進的な環境経営に取り組む事業者を積極的に表彰することで、環境経営の広がりを促進します。



エコワン・グランプリ表彰式

新宿区エコ事業者連絡会の活動支援

事業者が情報交換をしながら、相互に環境配慮の取組をレベルアップさせていくとともに、地域への関わりを深めていくことを目的とした「新宿区エコ事業者連絡会」の活動を支援します。区が事務局となり、施設見学会や事例発表会等の活動を通じて、事業者間のネットワークの活性化を図るとともに、環境経営の促進を支援します。

新宿エコ隊の見直し

日頃の省エネ活動について報告していただけるモニターとして、新宿エコ隊を募集し、区民・事業者等の自主的なCO₂排出削減量の把握を図ります。

「ゼロカーボンシティ新宿」の実現につながる区民・事業者の取組をよりわかりやすく発信できるよう見直しを行います。

区民、事業者、地域団体、NPO、大学といった多様な主体による様々な環境活動を支援するとともに、新たなつながりを生むきっかけとなる情報共有や交流の機会を設けていきます。

◆◆ コラム ◆◆ 新宿区立環境学習情報センター

新宿中央公園の中に位置する新宿区立環境学習情報センターは、区民の方、企業、NPO、行政等、さまざまな主体による連携と協働の拠点として、平成16(2004)年6月5日の「環境の日」にオープンしました。

1階の区民ギャラリーと2階の環境学習情報センターの複合施設となっており、「エコギャラリー新宿」の愛称で親しまれています。

区民のみなさんの環境に関する活動の展示や発表ができる「展示室」や「研修室」の貸し出しを行うほか、「情報コーナー」では、環境関連図書等を豊富にとりそろえています。また、環境学習に関する相談なども随時受け付けています。



センター外観



展示室



研修室



情報コーナー

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章 基本目標と達成に向けた取組

第6章

② 環境学習の充実と人材の育成・活用

エコリーダー養成講座の充実

地域の環境活動のリーダーとなる人材を養成するため、環境学習情報センターでエコリーダー養成講座を実施します。時代の流れに即したテーマを設定するとともに、講座内容の充実等を図ります。

また、オンライン形式を併用するなど、環境学習情報センターでの受講が難しい方でも参加しやすい講座となるよう工夫します。

さらに、修了生が講座の終了後も学びの成果を活かした環境活動や、環境意識の啓発に取り組めるような仕組づくりを検討していきます。



養成講座の様子



募集チラシ

事業者省エネセミナーの充実

区内事業者の脱炭素の取組や省エネルギー行動等をより一層支援するため、環境学習情報センターで実施する事業者省エネセミナーについて、定員を拡充して実施します。

また、脱炭素経営や省エネルギー等の事業者のニーズが高いテーマを設定したり、先進企業の成功事例から学ぶ機会を提供することで、CO₂排出削減に向けた事業者の環境経営を支援していきます。

環境学習の充実により、環境活動のリーダーとなる人材を育成するとともに、育成した人材を活用することで、区全体で環境配慮の意識の向上を図ります。

「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、長期的・継続的な取組が必要となることから、次代を担う子どもたちなどへの環境学習・環境教育をより一層推進します。

現状と課題

① 子どもたちへの環境学習・環境教育の重要性

区民向けアンケート調査では、「地球環境に関する問題に関心を持った理由」として、「学校の授業等で学んだから」を選んだ回答者が全体で1割程度でした。

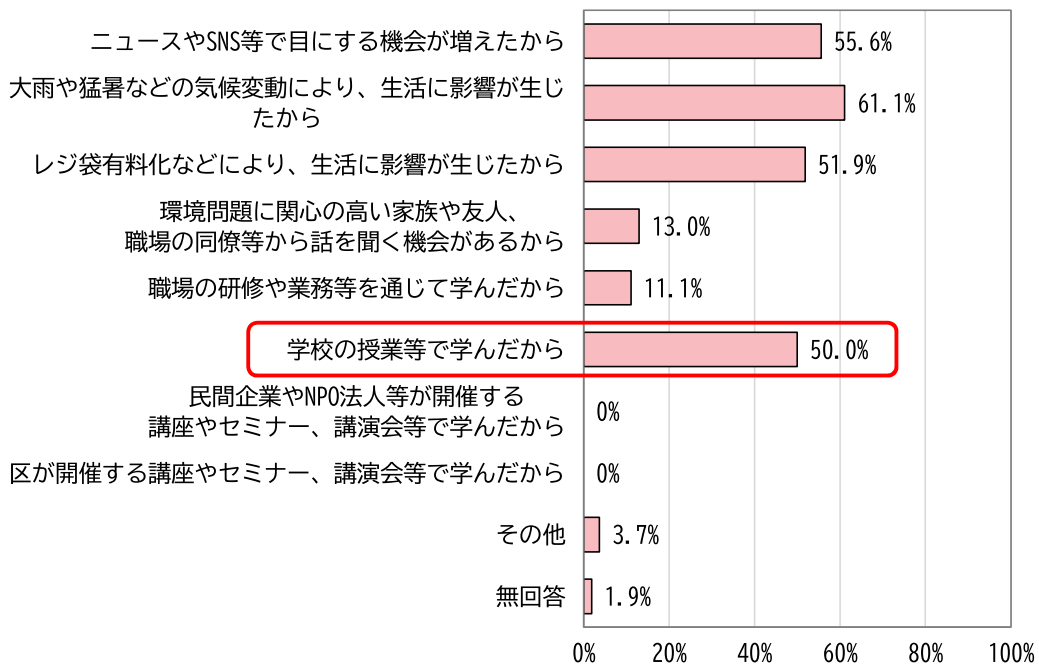


環境学習の様子

一方で、18～29歳に限ると5割に上っており、学校での環境教育の取組が環境問題に関心を持つ契機となっていることがうかがえます。

環境学習・環境教育は、様々な環境配慮行動の基盤となるものです。特に、次代を担う子どもたちへの環境教育は、生涯を通じた環境配慮の意識の基礎となると同時に、家庭への波及効果も期待できます。

地球環境に関する問題に関心を持った理由（18～29歳）



◆ 子どもたちへの環境学習・環境教育の取組を着実に継続し、家庭への波及効果により社会全体へ環境配慮の意識を広げていくことが必要です。

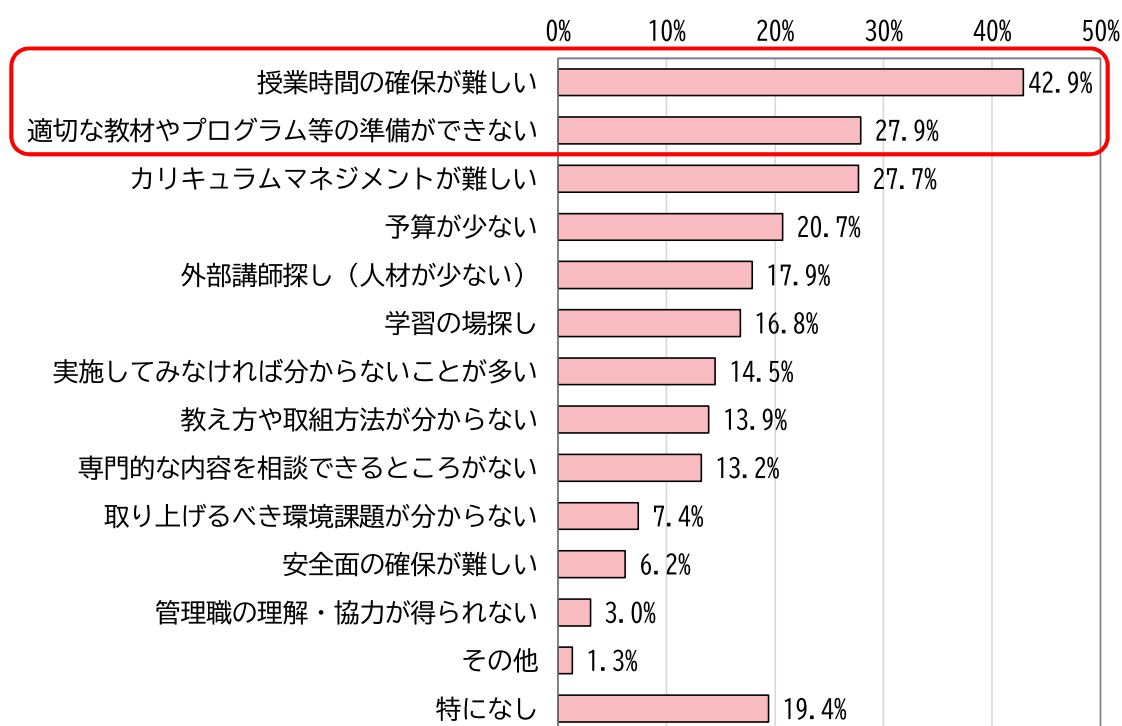
② 効果的な環境学習プログラムが必要

環境省が実施した「令和2年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査」の教育関係者向けアンケートの結果によると、「授業や学校活動で環境教育を行う際の課題」として、「授業時間の確保が難しい」が最も多く、次いで「適切な教材やプログラム等の準備ができない」という回答となっています。

区では、環境学習情報センターの事業として、学校等で「稲作学習」、「身近な自然観察」、「染物体験」などの環境学習出前講座を実施してきました。

一方で、近年の気候変動や新たなステージに入った地球温暖化対策など、環境学習に盛り込むべきテーマは多様化しています。

授業や学校活動で環境教育を行う際の課題



(資料)「令和2年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査」(環境省)を基に作成

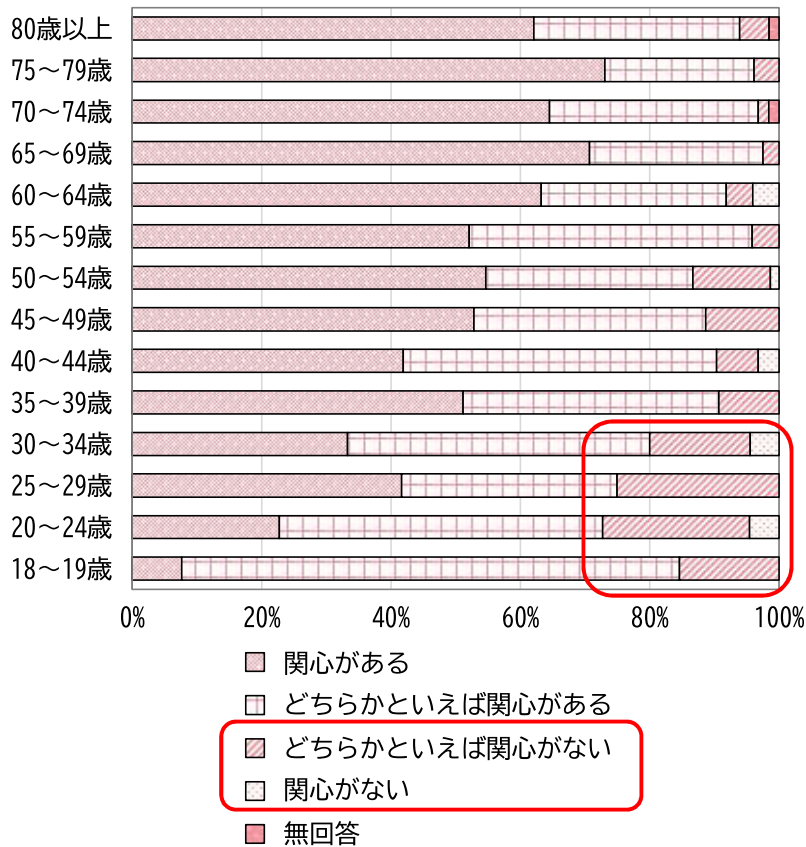
- ◆ 限られた授業時間を踏まえた効果的な環境学習プログラムを提供することが必要です。
- ◆ 従来の環境学習プログラムに加え、多様化するテーマに対応していく必要があります。

③ 若い世代に対する環境配慮の意識の啓発が重要

区民向けアンケート調査では、地球環境問題に「関心がある」又は「どちらかといえば関心がある」と回答した区民は、すべての世代で7割を超えています。

しかし、年齢別に分析すると、34歳以下の若い世代では「関心がない」「どちらかといえば関心がない」と回答した方が比較的多く見られる結果となりました。

地球環境問題への関心度（区民・年齢別）



◆ 若い世代に向けて環境学習の機会を提供し、環境問題に関心を持てるように意識の啓発を進めていく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組

① 子どもたちなどへの環境学習・環境教育の機会と質の充実

環境学習出前講座の展開

区立小中学校等へ環境学習出前講座を積極的に展開し、次代を担う子たちへの環境教育の充実を図ります。環境学習応援団ネットワークを活用し、地域に根差した活動を行っている環境の専門家を講師として、学校のニーズに合わせた出前講座を展開します。

さらに、環境問題に関心の高い企業や関係行政機関に積極的に働きかけ、新たな環境学習プログラムの導入を進めます。

自然体験ツアーの充実

長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市の「新宿の森」を活用した自然体験ツアーについて、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、確実に実施します。

特に子どもや若い世代にとって、都会では味わえない貴重な経験となるよう、地域の方との交流を図りつつ、森林整備体験をはじめとした自然体験プログラムを実施するなど、各自治体と連携したツアーを展開します。

こどもエコクラブ・こどもエコ広場新宿の実施

こどもエコクラブは、公益財団法人日本環境協会が運営する環境活動のクラブで、幼児から高校生までを対象としています。

区では、新宿版のこどもエコクラブとして、環境学習情報センターを拠点に区内在住・在学の小学生を対象とした「こどもエコ広場新宿」を実施しています。環境について楽しみながら学べる活動として、月1回、様々な専門家を講師として招いて開催します。

夏休みこどもエコ講座「エコにトライ」の実施

小学校の夏休みの期間中、区内在住・在学の小学生を対象にワークショップや動画配信を利用して楽しみながら環境について学べる講座「夏休みこどもエコ講座『エコにトライ』」を実施します。

若者等の環境学習機会の確保

従来の環境学習プログラムでは、学業や仕事のために参加が難しかった若者や子育て世代の環境学習の機会を確保するため、実施手法やテーマ等を工夫した新たな環境学習プログラムの実施を検討します。

「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、区内外の人材・環境関連施設等を活用し、次代を担う子どもたちなどへの環境学習・環境教育の充実を図ります。

② 子どもたちなどへの環境配慮の意識啓発

環境絵画・ごみ減量絵画・環境日記の募集と展示

区内在住・在学の小・中学生を対象に環境やごみ減量・リサイクルに関する絵画作品を募集します。また、区内在住・在学の小学生を対象に、地球環境について、考えたこと、学んだこと、体験したこと、行動したことなどを記入した日記を募集します。

優秀作品は表彰し、エコギャラリー新宿や中央図書館等で展示します。

また、区民に対する環境配慮の意識の啓発を図るため、受賞作品を区の刊行物等に掲載するなど、区の環境施策に積極的に活用していきます。



令和3(2021)年度
区長賞受賞作品
(環境絵画)

小中学校等における再生可能エネルギー電力等の導入を通じた意識の啓発

小中学校等における再生可能エネルギー等の電力への切替を推進し、子どもたちにわかりやすく伝えることで、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けた取組をより身近に感じてもらい、環境配慮の意識の啓発を図ります。

「ゼロカーボンシティ新宿」普及啓発キャラクターの活用

区では、「ゼロカーボンシティ新宿」の実現のためのシンボリックな存在として、区民等から親しまれ、愛着を持たれるキャラクターとして、公募により「もんぼん」を作成しました。

「ゼロカーボンシティ新宿」の認知度向上と、脱炭素の取組の推進に向け、「もんぼん」を各種印刷物、イベントでの展示パネルへ掲載するほか、普及啓発グッズ等を作成するなどし、活用していきます。



もんぼん

小・中学校等との連携や、普及啓発キャラクターの活用等により、子どもたちなどの環境配慮の意識啓発を図ります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章 基本目標と達成に向けた取組

第6章

環境学習・環境教育の推進

個別目標 5-1 多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進

個別目標 5-2 次代を担う子どもたちなどへの環境学習・環境教育の推進

指標

	指標	現状値	目標値
①	環境に配慮した取組を行っている区民の割合 (区政モニターアンケートの結果による)	95.2% (令和3年度)	取組率向上 (令和9年度)
②	子ども向け環境学習講座の受講が環境配慮行動の実践に繋がった家庭の割合 (アンケート結果による)	新規指標のため 現状値なし	80%以上 (令和9年度)
③	大人向け環境学習講座の延べ受講者数	224人/年 (令和3年度)	600人/年 (令和9年度)
④	子ども向け環境学習・環境教育の講座の延べ受講者数	2,546人/年 (令和3年度)	3,000人/年 (令和9年度)

区民・事業者の取組

区民の取組

- 環境活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。
- 「エコライフまつり」などの環境イベントに参加し、来場者や他の出展者と交流を図るとともに、環境に良い取組を学び、広める。
- 「エコライフ推進員」として、地域における環境の普及活動を行う。
- 「エコワン・グランプリ」などの環境活動に関するコンテストに応募し、良好な環境活動を広める。
- 「エコリーダー養成講座」など、地域の環境リーダーを育成する講座を受講し、地域で活動する。
- 「夏休みエコにトライ」や「こどもエコ広場新宿」など環境イベントに参加し、環境に関する理解を深める。
- 「新宿の森」自然体験ツアーに参加し、環境を学び、参加者間の交流を深める。
- 環境絵画、ごみ減量絵画、環境日記の作成など、環境を考える機会に参加する。

事業者の取組

- 環境活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。
- 「新宿区エコ事業者連絡会」に参加し、事業者間の交流を深める。
- 「エコライフまつり」などの環境イベントに参加し、来場者や他の出展者と交流を図る。
- 「エコワン・グランプリ」などの環境活動に関するコンテストに応募し、先進的な取組事例を広める。
- 事業者省エネセミナー等へ参加し、環境経営について理解を深めるとともに事業者間の交流を図る。
- 「環境学習出前講座」に協力し、地域や学校で環境の啓発を図る。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章
基本目標と達成に向けた取組

第6章

第6章

区有施設におけるCO₂排出削減の取組 ～地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）～

区有施設における CO₂ 排出削減の取組

現状と課題

① 「ゼロカーボンシティ新宿」の旗振り役としての率先行動

「ゼロカーボンシティ新宿」の旗振り役である区は、区有施設における CO₂ 排出量削減のための取組を推進することが大きく期待されています。

こうした中、区は、令和 3 (2021) 年 6 月の「ゼロカーボンシティ新宿」の表明を契機に、区有施設における排出量の約 60%を占める「電力」の調達のあるり方を抜本的に見直すなど、スピード感を持って、様々な取組を推進しています。

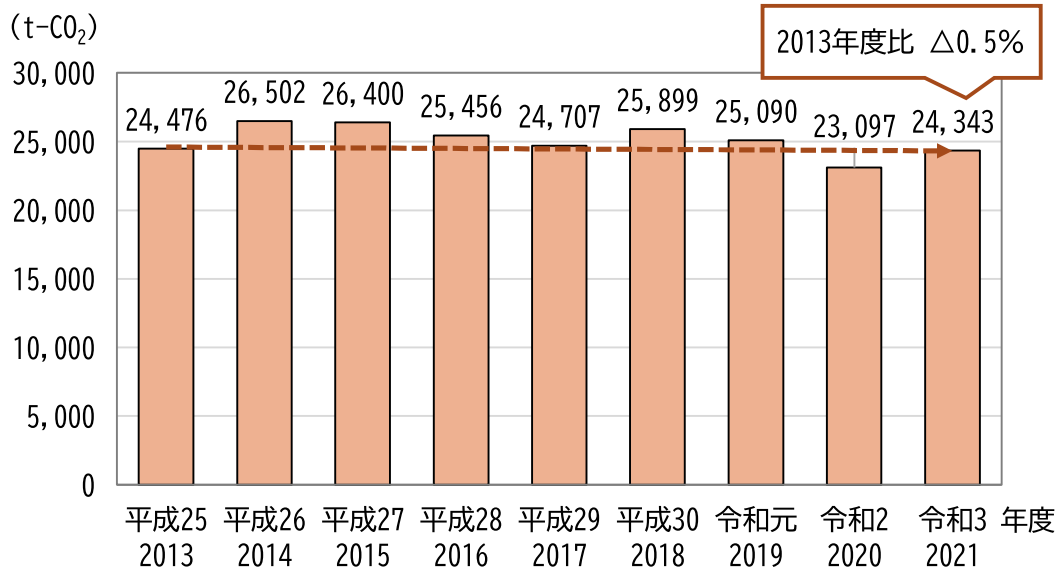
区民・事業者に自主的・積極的な環境配慮の取組を求めていくためにも、引き続き、区の率先行動が必要です。

② 区有施設の CO₂ 排出状況

区有施設では、職員による省エネルギーの取組の徹底、施設・設備の適正管理及び省エネルギー化の推進等に取り組み、CO₂の排出削減を推進してきました。

しかし、増大する行政需要への対応等により、令和 3(2021)年度では平成 25(2013)年度比で 0.5%程度の削減にとどまっている状況です。

区有施設の CO₂ 排出量の推移



区有施設のCO₂削減目標

区有施設のCO₂削減目標

令和12(2030)年度において、区有施設のCO₂排出量を平成25(2013)年度比で**50%削減**することを目指します。

(参考：改定前の削減目標)

令和12(2030)年度において、区のCO₂排出量を平成25(2013)年度比で24%削減

対象範囲

区の事務事業に係る部分とします。(指定管理施設についても対象範囲とします。)

ただし、民間事業者に貸し出している普通財産等については、区の事務事業の用に供していないため、除外することとします。

(除外例：普通財産(旧小中学校等)、賃貸型土地信託(新宿ファーストウェスト))

CO₂排出量の算定方法

CO₂排出量は、区のエネルギー使用量に環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて算定します。

区のエネルギー使用量は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)に基づき、毎年国に報告しているエネルギー使用量に、省エネ法では報告の対象外となっている庁用車の燃料使用量及び街路灯の電気使用量を足したことから、普通財産で使用した分を引いたものとします。

$$\text{区のエネルギー使用量} = \text{省エネ法に基づくエネルギー使用量} + \text{庁用車の燃料使用量} + \text{街路灯の電気使用量} - \text{普通財産のエネルギー使用量}$$

【削減目標の考え方】

- ▼ 区内のCO₂削減目標(平成25(2013)年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく。)を踏まえ、ゼロカーボンシティの旗振り役である区は、区有施設におけるCO₂排出量削減のための取組を推進することが大きく期待されています。
- ▼ そのため、区内の削減目標で「高み」と位置付けている50%を区有施設における削減目標に設定することで、区民・事業者に対して範を示すとともに、その達成に向けた取組を積極果敢に実践していく必要があります。

以上のことから、削減割合を「50%削減」とします。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

区有施設におけるCO₂排出削減の取組

区有施設のCO₂削減目標達成に向けた取組

① 環境に配慮した電力調達の推進

- ▼ 計画期間中（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）に、原則として各施設で調達する電力を全て環境に配慮した電力^{※1}に切り替えます。
- ▼ 本庁舎、第一分庁舎及び第二分庁舎（分館含む）については、電気需給契約の更新に際し、CO₂調整後排出係数がゼロの電力を調達することとします。

※1 CO₂調整後排出係数（電気の供給1kWhあたりのCO₂排出量）が0.220t-CO₂/千kWh以下の電力

- ➔ 削減目標（50%削減）達成に向けて、環境に配慮した電力調達を最大限推進していく必要があることから、平成25（2013）年度（削減目標の基準年度）よりもCO₂調整後排出係数が低い令和2（2020）年度（直近年度）を基準として、50%以上低い電力を調達していきます。

（参考：CO₂調整後排出係数の比較）

- ・平成25（2013）年度（削減目標の基準年度）：0.522t-CO₂/千kWh
- ・令和2（2020）年度（直近年度）：0.441t-CO₂/千kWh

② 建築物における省エネルギー対策等の徹底（施設の新築又は建替え時）

- ▼ 省エネルギー対策を徹底し、原則として「ZEB Ready^{※2}」相当となることを目指します。
ただし、大規模建築物の場合は、「ZEB Oriented^{※3}」相当となることを目指します。
- ▼ 原則として、太陽光発電設備を設置します。

※2 ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

※3 ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

③ 建築物における省エネルギー対策等の徹底（既存の施設の長寿命化等による改修時）

- ▼ LED照明、人感センサー、高効率空調機などを導入します。
- ▼ LED照明については、使用頻度や費用対効果等を考慮の上、省エネを目的とした導入を積極的に検討します。

④ 電動車^{※4}の導入

- ▼ 区の庁用車を新規導入又は更新する際には、業務に適合する代替可能な電動車がない場合等を除き、全て電動車とします。
- ▼ また、災害時における非常用電源を確保する観点等も踏まえ、電気自動車の優先的な導入や、区有施設への充電設備の設置についても積極的に検討します。

※4 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

⑤ 使い捨てプラスチックの使用削減

- ▼ 使い捨てプラスチックのより一層の使用削減を図ります。

⑥ フロンの管理徹底

- ▼ HFC（ハイドロフルオロカーボン）等のフロン類冷媒を使用する機器を使用している施設については、機器の点検や点検履歴等の保存を行うなど、管理を徹底します。また、機器の更新等に際しては、原則として、ノンフロン冷媒を使用する製品を導入します。

⑦ 間伐材の利用促進

- ▼ 伊那産及び多摩産等の間伐材について、施設を新築又は建替える際などに建材として使用したり、イベント等の各種事業において間伐材使用紙や間伐材による木製品等を活用するなど、利用促進に努めます。

⑧ ガス由来のCO₂排出量削減

- ▼ カーボンニュートラル都市ガスの動向等について注視するなど、ガス由来のCO₂排出量削減についての方策を検討します。

⑨ 公有地における施設整備助成での取扱い

- ▼ 募集要項に、高効率な省エネルギー設備の設置や環境に配慮した電力の調達など、環境に十分配慮した施設とすることを明記することとします。

⑩ カーボン・オフセットの実施

- ▼ CO₂吸収量の増加を図るため、「新宿の森」の整備地の拡大を図ります。

⑪ その他環境マネジメントの推進

- ▼ 区有施設の CO₂ 削減目標の達成に向けて、各部門が主体的に環境配慮行動に取り組むとともに、PDCA サイクルを通じた環境マネジメントシステムの継続的な改善を徹底するなど、環境マネジメントのより一層の推進を図ります。（詳しくは、「環境マネジメント活動の手引き」で定めます。）

◆◆ コラム ◆◆ 森林整備によるカーボン・オフセット

区では、長野県伊那市・群馬県沼田市・東京都あきる野市の3か所に「新宿の森」を開設し、森林整備により CO₂ 吸収量の増加を図るカーボン・オフセットを実施しています。

カーボン・オフセットに適した整備地を継続的に確保していくことは難しい面もあり、CO₂ 吸収量は全体として減少傾向となっています。

カーボン・オフセットによる CO₂ 吸収量

新宿の森	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
伊 那	261.1t	244.2t	241.8t	207.4t
沼 田	82.6t	82.6t	15.6t	15.6t
あきる野	20.05t	20.05t	20.05t	20.05t
計	363.75t	346.85t	277.45t	243.05t

区では、今後、間伐に加え新規植林を想定して整備地を拡大するなど、吸収量を増やす取組を検討していきます。



「新宿の森」（長野県伊那市）



森林整備の様子（長野県伊那市）